### 公告

次のとおり事後審査方式一般競争入札(技術審査型総合評価落札方式)に付します。

なお、入札等については、関係法令に定めるもののほか、本公告によるもの とします。

令和7年10月24日

公益財団法人 愛知水と緑の公社 理事長 鈴木 希明

- 1 業務概要
- (1)業務名 運転保守等業務委託(日光川下流浄化センター始め)
- (2)業務場所 弥富市上野町地内始め
- (3)業務内容 処理能力 36,150 m³/日最大(令和 8 年度)

詳細は設計図書及び運転保守等業務委託共通仕様書、同特記仕様書、同関連業務要求水準書(別紙1)によるものとします。

(設計図書は別途交布します)

- (4)業務期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日
- (5)予定価格等
  - ア 令和8年度分 金 249,843,000円
    - (うち消費税及び地方消費税の金額 金 22,713,000円)

令和9年度分から令和12年度分の予定価格は令和8年度分を基本とし、対象施設の増減や物価変動等を考慮して算定します。

- イ 最低制限価格 有
- ウ 最低制限価格の算定式については、当公社(以下「公社」という)のホームページをご覧ください。

アドレス https://aichi-mizutomidori.or.jp

「最低制限価格の算定式の改正について」

### (6)入札方法等

ア 入札の参加を希望する者は、運転保守等業務委託技術評価に関する資料等の作成要領(別紙5)「1.提出資料」に示した書類(以下「技術資料」という)を提出してください。

技術資料は、3(7)アに示す期間に持参により提出してください。

イ 入札書は、6 (4) に示す期限までに公益財団法人愛知水と緑の公社 入札者心得書(別紙2)に定める入札書に令和8年度分の価格を記載し郵 送(配達証明郵便に限る)により提出するものとし、その他の方法によるものは受け付けません。

(7)基本協定と各年度の契約について

公社は、落札者と運転保守等業務委託に関する基本協定書(案)(別紙8)により基本協定を締結するとともに、年度毎に契約金額を決定し、契約を締結します。

落札者は、提出した技術資料の各項目に示した内容等について、契約を継続する間は、その水準を維持しなければなりません。

(8)本業務は技術資料等を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価(技術審査型)落札方式の業務です。

### 2 競争参加資格

本入札に参加することができる者は次に掲げる要件を備えた単体業者(1社のみで入札に参加しようとする者をいう)又は共同企業体とします。

なお、共同企業体として3 (3) に示す書類を提出した場合、その構成員が 単体で入札に参加することはできません。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2)技術資料の提出日から当該業務の落札決定までの間、「愛知県が行う事務 及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知 県知事等・愛知県警察本部長締結)及び「愛知県が行う調達契約からの暴力 団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) あいち電子調達共同システム(物品等)公益財団法人愛知水と緑の公社入札 参加資格者名簿(令和6年・7年度)において「役務の提供等」(大分類)、「建 物等各種施設管理」(中分類)、「上・下水道施設管理」(小分類)、「下水道施 設管理」(細分類)に第1希望として登録されている者であること。
- (4)下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)(以下「管理業者登録規程」という)に基づく登録簿に登録されている本店又は営業所を愛知県内に置き、当該本店又は営業所で当該事業を営んでいること。
- (5)入札参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。(基準に該当するものの全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く)

### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一 方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

- (ア)親会社と子会社の関係にある場合
- (イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

- (ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認め られる場合。
- (6)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の 申立てがなされていない者、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。 ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者、又は民事再 生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の 申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申
- (7)地方公共団体又は公社等※<sup>1</sup>が発注する委託業務において、過去3年間(令和4年度から令和6年度まで)に元請けとして次に掲げるアとイの委託業務の全てを実施して完了した実績があること。なお、共同企業体としての実績も認めます。

立てをなされなかった者とみなします。

ア 流域下水道又は公共下水道の終末処理場※<sup>2</sup>(標準活性汚泥法又は高度 処理方式※<sup>3</sup>)の運転保守に関する業務(ただし、同一の終末処理場にお いて水処理と汚泥処理とを一括して受注しているものに限る)を10件 以上。

なお、受注件数は1カ所の終末処理場で年度毎に1件と数えるものとします。(同一処理場を3年間受注した実績があれば3件とします)

- ※<sup>1</sup>地方公共団体から終末処理場の管理を受託している、公益財団法人 又は一般財団法人である下水道公社等のことをいいます。
- ※<sup>2</sup>ここでいう「終末処理場」とは、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号) 上の終末処理場をいいます。(以下同じ)
- ※<sup>3</sup>高度処理方式とは、窒素又はりんを高度に除去するために行う嫌気 好気活性汚泥法又は嫌気無酸素好気法等のことをいいます。(以下 同じ)
- イ アの受注実績のうち処理能力が1万㎡/日最大以上※<sup>4</sup>の終末処理場の 運転保守業務を3件以上。
  - ※4契約時における現有水処理能力のことをいいます。(以下同じ)
- (8)本店又は愛知県内の営業所で IS09001、IS014001、又は IS05501(いずれも下水道の運転管理に関するものに限る)のいずれかを取得していること。

- (9)業務総括責任者として、業務全体の把握及び委託業務従事者の指揮監督を 行い、監督員と密接に連絡をとり、相互に協力して委託業務を確実かつ円滑 に履行できるとともに、次に掲げる資格・経歴全てを有する者を本件委託業 務に専任で配置できること。
  - ア 入札参加を希望する者と直接的な雇用関係にある社員であること。
  - イ 管理業者登録規程第3条第1項で規定する下水道処理施設管理技士の 資格を有すること。
  - ウ 流域下水道又は公共下水道の処理能力が1万㎡/日最大以上の終末処理場(標準活性汚泥法又は高度処理方式)において、水処理施設に関する実務経験と汚泥処理施設に関する実務経験を合わせて5年以上、かつそれぞれの実務経験を1年以上有すること。
  - エ 流域下水道又は公共下水道の処理能力が1万㎡/日最大以上の終末処理場(標準活性汚泥法又は高度処理方式)において業務総括責任者としての経験を1年以上又は副総括責任者としての経験を3年以上有すること。

なお、本項でいう経験年数にはウの実務経験は含まないものとします。

- (10) 副総括責任者として業務総括責任者の補佐代行を行い、高度な管理能力や 技術力により必要に応じて的確な判断を行うとともに、次に掲げる資格・ 経歴の全てを有する者を本件委託業務に専任で配置できること。
  - ア 入札参加を希望する者と直接的な雇用関係にある社員であること。
  - イ 管理業者登録規程第3条第1項で規定する下水道処理施設管理技士の 資格を有すること。
  - ウ 流域下水道又は公共下水道の処理能力が1万㎡/日最大以上の終末処理場(標準活性汚泥法又は高度処理方式)において、水処理施設に関する実務経験と汚泥処理施設に関する実務経験を合わせて3年以上、かつそれぞれの実務経験を1年以上有すること。
- (11)電気主任技術者又は第1種電気工事士を1名以上、本件委託業務に専任で 配置できること。
- (12)委託業務の全従事者(運転保守等業務委託関連業務要求水準書(別紙1)に 基づく委託業務の従事者を除く)のうち、入札参加を希望する者と直接的な 雇用関係にある社員である者を過半数配置できること。
- 3 技術資料の作成及び提出について 技術資料は、運転保守等業務委託技術評価に関する資料等の作成要領(別紙 5)に基づき作成のうえ提出してください。詳細は次のとおりです。
- (1)作成に必要な資料等の交付及び閲覧 ア 交付及び閲覧の方法

入札関係資料等の作成にあたり必要となる資料等は、次のとおり交付 又は閲覧に供します。

- ① メールにて送付
  - ・別紙5-2に示す記入様式のデータ(様式1~様式3)
- ② 手渡しにて交付
  - 設計図書
- ③ 閲覧 (交付依頼受付期間に3(7)イの場所で閲覧に供する)
  - 保守点検基準
  - ・令和6年度の愛知県流域下水道維持管理年報(希望する者のみ)
- イ 交付依頼方法

件名を「令和8年度契約分の技術資料の交付依頼」とし、①会社名、 ②所属部署、③役職、④氏名、⑤電話番号、⑥FAX番号、⑦返信先 電子メールアドレス、⑧対象浄化センター名(複数可)を下記のメー ルアドレスに送信してください。

なお、交付依頼のメールを送信後に下記の連絡先に電話しメールの着信を確認してください。

・連絡先及び送信先

公益財団法人愛知水と緑の公社 下水道部 管理課保全グループ 名古屋市中区丸の内三丁目 19番 30号(〒460-0002)

電話 (052)971-3054

FAX (052) 971-3053

メールアドレス g-ka@aichi-mizutomidori.or.jp

ウ 交付依頼受付期間

令和7年10月24日から令和7年11月21日まで。ただし、土曜日、 日曜日、及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規 定する休日(以下「休日等」という)を除く。午前9時から午後5時ま で(正午から午後1時までを除く)とし、受付後随時交付します。

- (2)入札に参加を希望する者は、(3)の提出書類を持参により公社担当者と事前に提出日時を調整したうえで提出してください。
- (3)提出書類

運転保守等業務委託技術評価に関する資料等の作成要領(別紙5)1. 提出 資料に示す書類を提出してください。

※書類を提出することができる者は、書類を提出する時において、2に掲げる競争参加資格を満たす者とします。

※共同企業体にあっては、代表者が書類を提出しなければなりません。

(4)指定した期限までに書類を提出していない者は入札に参加することはできません。

- (5)書類に虚偽の記載をした場合は無効とします。
- (6)審査に必要な書類等の記載内容が不明確な場合は、担当者から説明を求めることがあります。又、提出された書類の内容等についてヒアリングを行う場合があります。

### (7)書類の提出期間

ア 提出期間 (添付書類の提出も含む。)

令和7年10月27日から令和7年11月21日まで。ただし、休日等を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

イ 提出場所

公益財団法人愛知水と緑の公社 総務課 企画指導グループ 名古屋市中区丸の内三丁目 19番 30号(〒460-0002) 電話 (052)961-0684

- ウその他
  - (ア)書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
  - (イ)提出された書類は、申請者には返却しません。また、原則として 公表せず無断で使用することはしないものとします。
  - (ウ)提出期間終了後は、書類の修正及び不備に対する差し替えには原 則として応じることはできません。

### 4 入札参加資格の審査及び総合評価の方法

本業務は、応募者から提出された関係資料をもとに、2に示した入札参加 資格を審査するとともに、技術評価により、価格と価格以外の要素を総合的 に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により、落札者を決定します。 これらは、公益財団法人愛知水と緑の公社「下水道部 運転保守等業務委 託」総合評価落札方式一般競争入札実施要領(別紙3)に基づき実施します。 また技術資料の審査は、公益財団法人愛知水と緑の公社「下水道部 運転保守 等業務委託」総合評価審査委員会(別紙3)が行います。

評価方法の詳細は、総合評価落札方式による評価方法等について(別紙5-1)に示します。

### 5 本公告に対する質問

- (1)本公告に対する質問は次のとおり質問書(理事長宛とし、代表者名によるもの。様式自由)を持参することにより提出してください。
  - ア 受付場所
    - 3 (7) イの場所に同じ。
  - イ 受付期間

令和7年10月27日から令和7年11月5日まで。ただし、休日等を除

く午前9時から午後5時まで。(正午から午後1時までを除く)

(2)上記の質問に関する回答は、質問書受領後速やかに質問者に通知するとともに回答書は次のとおり閲覧に供します。

### ア 閲覧場所

3(7)イの場所に同じ。

### イ 閲覧期間

令和7年11月11日から令和7年11月21日まで。ただし、休日等を除く午前9時から午後5時まで。(正午から午後1時までを除く)

### 6 入札書の提出方法

- (1)入札は公益財団法人愛知水と緑の公社入札者心得書(別紙2)に定める入札書に令和8年度分の価格を記載し郵送(配達証明郵便に限る)するものとします。
- (2)入札回数は1回とします。
- (3)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、そ の端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするため、入札者は消費 税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ ず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記 載してください。

### (4)送付期限

令和7年12月8日午後5時まで必着

(5)送付先

公益財団法人愛知水と緑の公社 総務課 企画指導グループ 名古屋市中区丸の内三丁目 19番 30号 (〒460-0002)

### 7 開札

開札は次に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人の立会いの下行います。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、本件入札事務に関係のない職員の立会いの下行います。

(1) 日時

令和7年12月9日午前10時

(2) 場所

公益財団法人愛知水と緑の公社 本社 第1会議室 名古屋市中区丸の内三丁目 19番 30号 (〒460-0002) 電話 (052)961-0684 8 入札保証金 免除

### 9 入札の無効

本公告において示した入札参加資格のない者の入札、技術資料等又は事後審査に必要な書類に虚偽の記載をした者の入札又は、公益財団法人愛知水と緑の公社入札者心得書(別紙2)において示した入札条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札決定を取り消します。

この場合、公社は一切の損害賠償の責を負いません。

なお、落札決定時において 2 に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当します。

### 10 落札者の決定方法及び結果の通知

(1)入札参加資格をすべて満たしている者のうち、1(5)に掲げる予定価格の 範囲内で別紙5-1の「総合評価落札方式による評価方法等について」に 示した算出方法により算出された評価値が最大であり、有効な入札を行っ た者を落札候補者として、事後審査において入札参加資格を有することを 確認したうえで落札者とし、全ての入札参加者に対して落札決定通知書を 送付します。

なお、評価値最大の者が複数いた場合は、くじにより落札候補者を決定します。

(2)落札候補者は、開札日から2日(休日等を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く))以内に事後審査に必要な書類を持参により提出しなければなりません。ただし、最低の価格をもって入札した者でない場合でも、事後審査に必要な書類を求めることがあります。

### ア 事後審査に必要な書類

別紙3「総合評価落札方式一般競争入札実施要領」第7条3項に規定する書類

- ・下水道処理施設維持管理業者登録規程第7条に基づく現況報告書の写し
- ・愛知県の入札参加資格審査申請書の写し
- ・ISO 審査登録証の写し
- ・出資比率を証する書類の写し(共同企業体のみ)
- ・(様式1) 同種業務の元請実績調書
- ・(様式2)配置技術者調書
- ·(様式3)人員配置計画書
- ・(様式4) 配置予定従事者に関する事項

- ・(様式5)企業の技術力に関する事項
- ・(様式6) ISO 認証取得に関する事項
- ・(様式7) 地域精通度に関する事項
- イ 提出先
  - 3 (7) イの場所に同じ。
- ウ 提出部数

1 部

- エ その他
- (ア)事後審査の書類の作成にあたり必要となる資料((別紙3)「総合評価 落札方式一般競争入札実施要領」様式第2(様式1~7))に示す記入 様式のデータは、3(1)ア①に示すデータ送付時に合わせて配信します。
- (イ)提出書類に係る費用は、提出者の負担とします。
- (ウ)提出された書類は申請者に返却しません。また、原則として公表せず、無断で使用することはしないものとします。
- オ 落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで、次順位の評価値の者をもって入札した者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとします。この場合は(2)中「開札日」とあるのは、「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替えるものとします。また、技術資料及び事後審査に係る書類を審査した結果、評価値が次順位の評価値を下回った場合も同様の扱いとします。
  - カ 技術資料及び事後審査に係る書類の審査にあたり、入札参加者の申告した加算点が審査した加算点※<sup>5</sup>より過大となる評価項目がある場合は、ペナルティーとしてその評価項目について審査した加算点から減点を行います。減点(減じる点数)は下記の計算式のとおりです。ただし、入札参加者の申告した加算点が審査した加算点より過小となる評価項目がある場合は、その評価項目の加算点の見直しは行いません。

減点=入札参加者が申告した加算点-審査した加算点

- ※<sup>5</sup>審査した加算点とは、公社が審査書類を確認した結果の加算点です。
- (3)事後審査において入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を求めることができます。

説明を求めるときは、入札参加資格不適格通知書の通知日の翌日から起算して5日以内、ただし、休日等を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)にその旨を記した書面を持参により提出しなければなりません。

理由は、説明を求められた日から5日以内(休日等を除く)に書面で回答します。

提出先 公益財団法人愛知水と緑の公社 総務課 企画指導グループ 名古屋市中区丸の内三丁目 19番 30号 (〒460-0002) 電話 (052)961-0684

(4)技術評価点の値に疑問のある者は、その理由の説明を求めることができます。説明を求めるときは、開札後5日以内(ただし、休日等を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く))にその旨を示した書面を持参しなければなりません。理由は、説明を求められた日から5日以内(休日等を除く)に書面で通知します。

提出先は(2)の場所と同じです。

### 11 契約保証金

(1) 落札者は、令和8年度契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければなりません。

また、落札者が契約上の業務を履行しないときは、その契約保証金は公社に 帰属するものとします。

- (2)落札者が、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全額又は 一部の納付を免除するものとします。
  - ア 公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - イ 公社を債権者とする公共工事履行保険証券による保証を付したとき。
- (3)契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
  - ア 有価証券(利付き国債又は愛知県公債)の提供。
  - イ 銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和 29 年法律第 195 号)第 3 条に規定する金融機関)、又は保険事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条 第 4 項に規定する保証事業会社)の保証。
- (4)(1)から(3)に掲げる契約の保証は、契約の締結までに付さなければなりません。

### 12 契約方法、支払条件

契約方法及び支払条件は、契約書、公益財団法人愛知水と緑の公社運転保守等業務委託契約約款(別紙4)、公益財団法人愛知水と緑の公社契約事務処理要綱(別紙6)及び、運転保守等業務委託に関する基本協定書(案)(別紙8)の規定によるものとします。

### 13 特定の不法行為に対する措置

- (1)本件契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合は、損害賠償を請求します。また、損害賠償の請求に合わせて本件契約を解除することがあります。
- (2)本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出 しなければなりません。これを怠った場合は、競争入札による契約若しくは 随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがあります。

### 14 共同企業体の条件

共同企業体の入札参加は認めますが、代表者及びその他構成員の2者、又は3者により自主的に結成されたものであり、共同企業体の構成員の最小出資比率が2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であり、かつ構成員のすべてが入札参加資格要件を満たす場合に限ります。

### 15 業務の成績評定及び履行確認と契約金額への反映

### (1)成績評定

公社は受託者に対して、運転保守等業務委託共通仕様書、同特記仕様書、同関連業務要求水準書(別紙1)に示す業務内容の履行状況を確認するため、2ヶ月毎に成績評定を行います。

成績評定は、運転保守等業務委託成績評定項目及び同評定基準(別紙7)に 基づいて行います。

### (2)成績評定による契約金額の減額

成績評定の結果、受託者が行う業務が公社の求める水準に達していない場合は、運転保守等業務委託に関する基本協定書(案)(別紙8)に基づいて契約金額の減額を行うことがあります。

### (3)技術提案の履行確認

落札者の技術提案は、加点評価された提案項目の内容を契約書に添付します。また、落札者の技術提案は加点評価されなかった提案項目も含めて業務実施計画書に記載を求めるとともに、監督・検査により提案内容の履行の確認を行います。加点評価されなかった提案項目についても履行が必要ですが、内容により監督員から実施が不適切、又は不要と判断された場合、履行を認めない場合があります。

### (4)技術提案等の不履行による減額

落札者が提出した技術提案での加算部分について、落札者の責による不履行が認められ、公社からの実施の求めに対しても履行が認められない場合は、年度毎に運転保守等業務委託に関する基本協定書(案)(別紙8)に基づいて契約金額の減額を行うことがあります。

- 16 基本協定の締結及び年度別契約について
- (1)公社と落札者は、1(7)に記した基本協定を締結し、令和8年度分の契約 は落札価格により締結し、令和9年度分から令和12年度まで随意契約によ り毎年度契約を締結するものとします。
  - 基本協定の内容、契約額の決定方法及びその他の事項等は、運転保守等業務委託に関する基本協定書(案)(別紙8)によるものとします。
- (2)落札者は、応募に際し提出した技術資料等の各項目に示した内容について、 契約を継続する間、技術的内容、配置職員の要件等に関し、その水準を維 持しなければなりません。

また、自主提案について、業務の効率化、安全性の向上、コストダウン等、 業務改善に繋がるものは適宜新たに提案することができます。

### 17 その他

- (1)入札、契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国の通貨に限ります。
- (2)入札参加を希望する者は、本公告及び公益財団法人愛知水と緑の公社入札者心得書(別紙2)を熟読し、公正かつ適切に入札してください。
- (3)現場説明会は開催しませんが、希望があれば現地確認を3(7)アで示す期間受付けますので、(6)イに示す問い合わせ先までお申し出ください。
- (4)現受託者以外の者が本運転保守等業務委託の落札者になった場合、業務の 引継期間を令和8年2月1日から令和8年3月31日までとし、本委託業務 の遂行に必要な情報を現受託者から引き継ぐものとします。

なお、業務の引継に要する費用は落札者の負担とします。

(5)本案件は、公社が令和8年度以降における愛知県流域下水道の指定管理者 として、愛知県知事により指定された場合を前提としています。よって、 状況により契約を締結できない場合があります。

### (6)添付資料

- 運転保守等業務委託共通仕様書、同特記仕様書、同関連業務要求水準書 (別紙1)
- ・公益財団法人愛知水と緑の公社入札者心得書(別紙2)
- •「総合評価落札方式一般競争入札実施要領」、「総合評価審査委員会設置要 領」(別紙3)
- ・公益財団法人愛知水と緑の公社運転保守等業務委託契約約款(別紙4)
- ・運転保守等業務委託技術評価に関する資料等の作成要領(別紙5)
- ・総合評価落札方式による評価方法等について(別紙5-1)
- ・入札関係資料提出様式集及び記入方法(別紙5-2)

- ・公益財団法人愛知水と緑の公社契約事務処理要綱(別紙6)
- ・「運転保守等業務委託」成績評定項目及び同評定基準(別紙7)
- ・運転保守等業務委託に関する基本協定書(案)(別紙8)

### (7)問い合わせ先

ア 入札、契約等に関する事項 公益財団法人愛知水と緑の公社 総務課 企画指導グループ 名古屋市中区丸の内三丁目 19番 30号 (〒460-0002) 電話 (052)961-0684

イ 入札参加資格、業務内容等に関する事項 公益財団法人愛知水と緑の公社 下水道部 管理課保全グループ 名古屋市中区丸の内三丁目 19番 30号 (〒460-0002) 電話 (052)971-3054

### 別紙1

### 運転保守等業務委託 共通仕様書

(趣旨)

第1条 この仕様書は、委託者(以下「甲」という。)が受託者(以下「乙」という。)に委託する流域下水道の終末処理場、ポンプ場及び接続点(以下「終末処理場等」という。)の運転保守等業務について、適切かつ円滑に業務を行うため、業務箇所や内容等必要な事項を定める。

(法令等の遵守)

第2条 乙は、業務の実施にあたっては、関連する法令等を遵守すること。

(業務箇所)

第3条 業務箇所は、特記仕様書等に掲げる施設の範囲とする。

(委託業務の内容)

- 第4条 委託業務の内容は、次のとおり。
  - (1) 水処理施設の運転、監視及び操作業務
  - (2) 汚泥処理施設の運転、監視及び操作業務
  - (3) ポンプ場の運転、監視及び操作業務(該当のない場合を除く。)
  - (4) 接続点(計測点)の監視業務
  - (5) 終末処理場等の機械設備、電気設備、土木・建築躯体及び建築付帯設備等の点検、保守及び小 修繕業務
  - (6) 水質及び汚泥の性状測定等の水質点検業務
  - (7) 接続点(計測点)の点検、保守及び小修繕業務
  - (8) 物品等調達管理業務
  - (9) 終末処理場等の各施設の清掃業務
  - (10) 関連業務
  - (11) その他維持管理上甲が必要と認める業務(引継業務を含む。)
- 2 緊急事態発生時の対応業務は前項の業務全てを含む。

(現場管理)

- 第5条 乙は、監督員と常に密接に連絡を取りながら、法令等を遵守した放流水質の確保、安 定した汚泥処理など終末処理場の運転業務に必要な現場管理を行うこと。また、作業の安全 を意識し、省エネ、省資源、省コストを常に心掛けること。
- 2 乙は、甲の定める消防計画に従い消防活動を行うこと。また、火元責任者を選任し、乙が 使用する事務室、控室、浴室等(以下「事務室等」という。)の火気の始末を徹底し、火災の 防止に努めること。
- 3 乙は、終末処理場等の設備、備品、工具、部品、薬品(甲が管理している薬品を除く。) 及び危険物等の在庫・保管数量の把握及び盗難防止に努めること。
- 4 乙は、業務履行中に終末処理場等の施設等に損傷を与えた場合は、速やかに監督員に申し出て、その指示に従い原形に復旧させること。
- 5 乙は、従事者始め関係者、見学者等の安全確保には十分留意すること。また、親子下水道 教室等の催し物を開催した際には、甲からの協力依頼に応じて必要な従事者を現場に配置す るなど、見学者等の安全面への配慮とともに誠意を持って対応すること。
- 6 乙は、業務の実施に必要な事項や内容について従事者全員に周知徹底すること。
- 7 乙は、業務実施時において、業務実施に必要となる従事者数を考慮した業務計画を立案し、

適切に配置すること。

- 8 乙は、作業中、災害の発生が予想される場合には直ちに作業を中止するとともに、従事者 を避難させ、必要な情報連絡を行い、安全対策を講じる等状況に即した適切な措置をとるこ と。
- 9 乙は、機械警備の機器が異常を検知した場合は、機械警備会社への連絡等、速やかに適切な対応措置をとること。
- 10 乙は、終末処理場等の施設内を常に整理整頓し適宜清掃を行い清潔に努めること。 (安全管理活動)
- 第6条 乙は、日々の業務において、各種の事故を未然に防止するため、次に示す方法等により安全管理活動を推進すること。
  - (1)事前打合せ、作業前打合せ、安全工程打合せ
  - (2)安全朝礼(全体的指示伝達事項等)
  - (3)安全ミーティング(個別作業の具体的指示、調整)、危険予知活動
  - (4)安全点検
  - (5)安全訓練等の実施
  - (6) 甲が行う各種訓練への参加

(守秘義務)

第7条 乙(乙が運転保守業務の一部を委託した者又はこれに準ずる者を含む)は、運転保守 業務を実施するに当たり知り得た秘密を他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはな らない。なお、契約期間が満了した後においても同様とする。

(従事体制)

- 第8条 乙は、業務を適切に実施するために必要な従事者を、次に掲げる職階により適所に配置すること。
  - (1)業務総括責任者 業務全体の責任者で、総括の職務にあたり管理能力がある者
  - (2) 副総括責任者 業務総括責任者を補佐及び代行でき、管理能力及び高度な技術力を有し、 かつ各業務の責任者として的確な判断ができる者
  - (3)主 任 各業務の責任者で、高度な技術を有し、業務の専門職として主体的業務を行える者
  - (4)技 術 員 基礎的な技術を有し、保守点検業務、運転監視等の業務を遂行できる者
  - (5)技 能 員 運転操作等の作業について必要とされる技能を伴った補助業務が行える
  - (6)作 業 員 事務補助及び清掃等の簡易な作業を行う者
- 2 甲は、従事体制(公益財団法人愛知水と緑の公社運転保守等業務委託契約約款第6条第2項の 規定による第三者への一部業務の委託又は請負若しくは第三者による業務協力を含む。)が、業 務の履行に支障を及ぼす恐れがあると判断した場合、乙に対して改善を命ずることができる。

(資格者の配置)

- 第9条 乙は、特記仕様書等に定めるところにより、業務の実施に必要な資格者を配置すること。 (担当者の配置)
- 第 10 条 休日·夜間の体制において、水処理業務、汚泥処理業務に配置する職員については、業務 毎に標準活性汚泥法若しくはそれと同等以上の高度な処理方式を有する終末処理場での経験が

3年以上ある者を1名以上配置すること。

(作業時間)

第 11 条 作業時間は、原則として特配仕様書等のとおりとするが、機器の故障、流入水量の増加等、 維持管理に支障を及ぼす恐れのある事態が発生、又は発生が予測され、特段の措置が必要となる 場合、業務総括責任者は、監督員と協議のうえ作業時間の変更を行うこと。

(業務総括責任者及び副総括責任者)

- 第12条 業務総括責任者は次に掲げる資格及び経歴を全て有する者を専任で配置すること。
  - (1) 乙と直接的な雇用関係にある社員であること。
  - (2) 下水道処理施設維持管理業者登録規程第3条第1項に規定する下水道処理施設管理技士 の資格を有すること。
  - (3) 流域下水道又は公共下水道の処理能力が 10,000 m/日最大以上の終末処理場(標準活性汚泥法又は高度処理方式)において水処理施設に関する実務経験と汚泥処理施設に関する実務経験を合わせて5年以上かつそれぞれの実務経験を1年以上有すること。
  - (4) 流域下水道又は公共下水道の処理能力が 10,000 ㎡/日最大以上の終末処理場 (標準活性汚泥法又は高度処理方式) において、業務総括責任者としての経験を 1 年以上又は副総括責任者としての経験を 3 年以上有すること。

なお、本項でいう経験年数は第12条(3)の実務経験は含まない。

- 2 副総括責任者は、次に掲げる資格及び経歴を全て有する者を専任で配置すること。
  - (1) 乙と直接的な雇用関係にある社員であること。
  - (2) 下水道処理施設維持管理業者登録規程第3条第1項に規定する下水道処理施設管理技士 の資格を有すること。
  - (3) 流域下水道又は公共下水道の処理能力が 10,000 m²/日最大以上の終末処理場 (標準活性 汚泥法又は高度処理方式)において水処理施設に関する実務経験と汚泥処理施設に関す る実務経験を合わせて3年以上かつそれぞれの実務経験を1年以上有すること。
- 3 業務総括責任者の職務は次のとおりとし、副総括責任者の職務は業務総括責任者の補佐及び代 行をすること。
  - (1) 従事者の指揮・監督を行うこと。
  - (2) 従事者を教育し、技術の向上、事故の防止等に努めること。
  - (3) 契約書・約款・設計図書その他関係書類に従い、業務の目的・内容等を十分理解し、効果的 ・経済的な業務の実施に努めること。
  - (4) 日常の業務執行状況について、監督員と密接に連絡を取り、業務を確実かつ円滑に履行すること。
- 4 業務総括責任者には、契約に先立って提出した技術資料に記載した配置予定者を配置すること。 業務総括責任者を変更する場合は、技術資料に記載した配置予定者と同等以上の資格・経験を有 するものとし監督員と事前に協議のうえ承諾を得ること。ただし、業務総括責任者を変更できる のは、病体、死亡、退職等のやむを得ない場合に限る。
- 5 副総括責任者には、原則として契約に先立って提出した技術資料に記載した配置予定者を配置 すること。副総括責任者を変更する場合は、監督員と事前に協議のうえ承諾を得た場合に限る。 (第三者による業務協力)
- 第 13 条 乙が公益財団法人愛知水と緑の公社運転保守等業務委託契約約款第6条の規定により第

三者の協力を得て委託業務を実施しようとする場合は、乙と直接的な雇用関係にある社員である者を全従事者(運転保守等業務委託 関連業務要求水準書で行う委託業務の従事者を除く)に対し、過半数配置すること。

契約締結後、速やかに全従事者の内直接的な雇用関係にある社員である者について、そのこと を証明する書類(被保険者であることを証する書類等)の写しを監督員に閲覧若しくは提出し、 こと直接的な雇用関係にある社員である者を過半数配置していることを証明すること。

(提出書類)

第14条 乙は、次の各号に掲げる書類を監督員に提出し承認を得ること。

(1) 工程表 契約締結後5日以内

(2) 業務総括責任者届 契約締結後5日以内

(3) 副総括責任者届 契約締結後5日以内

(4) 法定資格者配置届 契約締結後5日以内

(5) 業務実施計画書 契約締結後5日以内

(6) 物品持込承認届 契約締結後速やかに

(7) 業務再委託届 再委託契約締結後速やかに

(8) 業務総括責任者、副総括責任者について直接的な雇用関係にある社員であることを証明する 書類(被保険者であることを証する書類等)の写し(監督員から依頼があった場合は原本を 提示すること。) 契約締結後速やかに

- (9) その他必要な書類
- 2 乙は、前項に掲げる書類の記載内容に変更を生じたときは、変更事項について、速やかに書面により監督員に届出のうえ、承認を得ること。
- 3 公益財団法人愛知水と緑の公社運転保守等業務委託約款第 11 条第1項に規定する乙からの業務履行状況の報告は、次の各号に掲げる書類を各1部、毎月の業務完了後5日以内に監督員に提出すること。
  - (1) 完了届
    - ※1 完了届は、年度初回は5月分業務の完了後に「4・5月分」として提出し、以後2か月毎に同様に提出すること。
  - (2) 請求書
    - ※2 請求書は、年度初回は 4・5 月分の完了検査後に「4・5 月分」として 2 か月分の金額にて作成し、以後 2 か月毎に同様に作成すること。
  - (3) 業務結果報告書等
  - (4) 業務写真(カラー) (共通仕様書第6条の活動状況を含む)
    - ※3 業務写真は、原則として電子媒体で業務種別毎等のフォルダーを作成し納入すること。フォルダー構成、写真管理項目、ファイル形式、その他の事項については、愛知県デジタル写真管理情報基準(案)に準ずるものとし、電子媒体はサムネイル表示を行うなど写真が容易に視認できるよう努めること。
  - (5) その他必要な書類
- 4 業務実施計画書は、次の各号について記載すること。なお、業務実施計画は、第4条の業務実施に必要となる従事者数を考慮し、かつ技術・技能を持った従事者を配置するとともに、準備作業から業務完了まで安全が確保されるよう総合的な視点で作成すること。
  - (1) 業務概要

- (2) 実施工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 施行内容·方法(監視業務、点検·整備·清掃·給油脂年間計画、他)
- (5) 緊急時の体制
- (6) 安全管理
- (7) 研修計画
- (8) 乙が技術提案に記載した内容のうち、甲が実施することが適当と認めた事項
- (9) 環境対策
- (10) その他(資格所有者一覧「免状(写)添付」、他)

(業務総括責任者の提出書類等)

- 第 15 条 業務総括責任者は、次の各号に掲げる書類について、当該各号に掲げる期限までに監督員 に提出し承認を得ること。
  - (1) 予定表に類するもの 前月25日(4月にあっては契約締結後直ちに)
  - (2) 運転日報に類するもの 翌日
  - (3) 運転月報に類するもの 翌月5日 (連休で提出できない場合、連休明け速やかに)
  - (4) その他のもの

随時

(業務の実施)

- 第16条 乙は、甲が定める運転方針により処理場の運転を次の各号により行うこと。
  - (1) 水処理施設については、天候などの各種状況変化等により発生した事象に対応した、各設備 の運転監視操作を行うこと。
  - (2) 汚泥処理施設については、水処理施設の運転状況等により発生した事象に対応した、各設備 の運転監視操作を行うこと。
  - (3) ポンプ場の運転は、流入水量などの状況変化により発生した事象に対応した、各設備の運転 監視操作を行うこと。(該当のない場合を除く。)
  - (4)接続点(計測点)の監視業務は、流入水(水量・水質)の異常、機器の故障等について常時 監視を行うこと。
  - (5) 終末処理場等の各設備の保守点検については、甲が制定する「保守点検基準」に基づき実施する事を原則とし、運転状況等を考慮して監督員と協議を行い、計画的に実施すること。建築物、土木躯体等についても、目視点検及び簡易な補修を行うこと。また、突発的に発生した故障・異常等については速やかに監督員と協議し対処すること。
  - (6) 終末処理場等の各施設の清掃業務は、運転状況等を考慮して計画的に行うこと。また、随時 必要となる施設について優先的に実施すること。
  - (7)終末処理場等の試料採取、水質及び汚泥の性状測定等の水質点検業務を行うこと。
  - (8)接続点(計測点)での簡易分析、試料採取、流量計及び各機器の点検、清掃等の接続点(計 測点)点検業務を行うこと。
  - (9) 終末処理場等の巡回点検業務に係る道路使用許可及び、道路占用許可を必要に応じて受ける こと。
  - (10) 調達品の対象は、特記仕様書によるものとすること。

対象施設の維持管理及び小修繕業務等に必要な機器並びに部品等の消耗品を乙の費用で調達 し、管理すること。

調達品は、各浄化センター・愛知県下水道科学館、それぞれ区分して管理すること。

- (11) その他、維持管理及び運転操作等に必要な業務について、監督員と協議しこれを行うこと。
- 2 前項に規定する業務の詳細は、特記仕様書による。

(緊急事態発生時の対応)

- 第 17 条 乙は、自然災害・重大事故等の緊急事態発生に備え、従事者を非常招集できる体制を確立 しておくこと。
- 2 緊急事態発生時、業務総括責任者は、業務実施計画書に定める緊急時の体制に従い、直ちに従 事者を所定の場所に配備すること。
- 3 甲が制定する「非常配備要領」に規定する緊急事態発生時、業務総括責任者は、状況を直ちに 非常配備要領に定める公社連絡員に連絡し、連絡員と業務実施方法について協議のうえ、業務を 行うことが出来る人員を、必要に応じて業務実施計画書に定める緊急時の体制に加えて、乙の本 社等からの応援を含めて配置し、迅速に対応すること。
- 4 愛知県と甲が定める流域下水道業務継続計画(流域下水道 BCP) 「自然災害編」及び「新型インフルエンザ等対応編」に基づいた対応を取ること。

(作業予定)

- 第 18 条 業務総括責任者は、業務実施計画書及び運転状況等により、毎月の従事体制・業務(点検・整備・清掃・給油脂・他)計画(以下「作業予定」という。)を作成し、監督員に提出して承認を得ること。
- 2 乙は、監督員に提出した毎月の作業予定に従い、誠実にその業務を履行すること。但し、運転 状況の変化等により作業予定の変更が必要となった場合、業務総括責任者は、監督員と協議し承 諾を得たうえで作業予定を変更すること。

(機器の点検、整備結果)

- 第19条 業務総括責任者は、作業予定表に基づき実施する定期点検・整備・清掃・給油脂・小修繕 等の作業結果について記録し、毎月、監督員に報告すること。
- 2 業務総括責任者は、点検の結果、異常等を発見した場合には、速やかにその状況について監督 員と協議し対応すること。

(小修繕、塗装補修)

- 第20条 乙は、委託範囲内(処理場、ポンプ場、接続点・計測点等)の機器の不良や塗装の劣化について、監督員の承諾を得たうえで自ら、対応しなければならない。但し、特殊な機器や部品、高度な専門技術または外部からの人的応援を必要とする小修繕や塗装補修を除く。なお、緊急を要する場合は、小修繕対象機器を問わず、監督員と協議し可能な限りの応急措置を行うこと。
- 2 業務総括責任者は、業務の実施に必要な軽易な造作を実施する場合は、監督員の承諾を得なければならない。

(運転記録等)

第 21 条 業務総括責任者は、特記仕様書等に定めた必要事項を網羅した運転日報・運転月報等を作成し、監督員に提出すること。

(事務室等の使用)

- 第22条 乙は、監督員が指示した業務の実施に必要な事務室等や完成図書は、監督員の指示のもと、 契約期間中、無償で使用できるものとする。
- 2 事務室等の使用期間中、乙の責任で汚損等があった場合には、乙の費用で直ちに修復すること。 (工具・消耗品等)
- 第23条 業務履行上で必要となる経費の負担については、特記仕様書等に定める。

(労働安全衛生)

- 第24条 乙は、契約期間を通じて関係法令等を遵守し労働安全の確保に努めなければならない。
- 2 乙は、委託業務従事者の安全衛生教育の実施状況を監督員へ年1回以上報告すること。 (従事者の服装等)
- 第25条 乙は、従事者には清潔かつ安全な服装を着用させ、社員証等、乙の職員であることを明示すること。
- 2 業務総括責任者、及び配置した資格者には、その旨を明示した名札等を着用させること。 (アセットマネジメントへの取り組み)
- 第26条 乙は、甲が定める愛知県流域下水道アセットマネジメント方針に協力すること。 (引継の義務)
- 第27条 乙と前年度の受託者が異なる場合、乙は引継期間に業務総括責任者、副総括責任者及び資格者、水処理、汚泥処理等責任者、監視操作担当者等、受託時配置予定者の半数以上を配置し、 夜間を含めた保守点検方法、運転監視、操作方法を熟知、習得すること。また、第14条4項の 各号について記載した、引継業務実施計画書を契約前年度の1月31日までに作成し、甲の承認を得ること。なお、生じた費用は乙の負担とする。
- 2 乙は、契約期間が終了し業務の継続を行わない場合は、本業務の遂行に必要な情報を記載した 引継書を1月24日までに作成し、甲の承認を得ること。乙は次年度の受託者に対し、その引継 書により、夜間を含めた保守点検方法、運転監視、操作方法を引き継ぐこと。なお、生じた費用 は乙の負担とする。
- 3 乙は、前年度に受託者から引き継がれた事項及び次年度の受託者に引き継いだ事項について、 甲に引継業務日報を提出すること。
- 4 引継期間は2月1日より3月31日までとする。ただし、引き継ぎが十分に行われていないと、 甲が判断した時は、乙は引継期間の延長等甲の指示に従わなればならない。なお、生じた費用は 乙の負担とする。

(関連業務)

第28条 関連業務は、委託範囲に含むものとする。なお、関連業務は包括的に委託するものであり、 業務内容は別添の「運転保守等業務委託 関連業務要求水準書」によること。

(技術提案)

第29条 乙が技術提案を行った事項で甲が実施することが適当と認めたものは、本仕様書に記載の 委託業務内容と同様に履行しなければならない。

(疑義等)

- 第30条 本仕様書等に疑義が生じた場合には、両者協議のうえ定めること。
- 2 本仕様書等に明示されていない事項について必要がある場合には、両者協議のうえ定めること。

### 運転保守等業務委託(日光川下流浄化センター始め)特記仕様書

### (業務の範囲)

- 第1条 本業務は愛知県日光川下流流域下水道・終末処理場等の以下に示す範囲について行うものと する。
  - 表-1、施設概要 (浄化センター)
  - 図ー1、日光川下流浄化センター平面図(業務範囲)
  - 図ー2、日光川下流浄化センター処理フローシート
  - 図-3、建物清掃筒所図
  - 表-2、日光川下流浄化センター緊急事態発生時の運用規定
  - 表 3、水質点検計画表
  - 2 ポンプ場及び計測点 (接続点) については、以下に示す範囲について行うものとする。
    - 表-4、施設概要 (ポンプ場等)
    - 図ー4、弥富ポンプ場平面図
    - 図-5、津島ポンプ場平面図
    - 図-6、佐織ポンプ場平面図
    - 図-7、日光川下流流域下水道幹線図(接続点位置図)
    - 図-8、接続点計装設備フローシート(標準図)
    - 表-5、計測点(接続点)点検計画表
    - 表一6、計測点(接続点)設備一覧表

### (業務の実施)

- 第2条 水処理・汚泥処理・ポンプ場施設等の業務は次のとおりとする。
  - 1 運転操作及び監視業務
    - 7 定期点検・保守点検・小修繕業務など保守作業を実施する場合には、水処理・汚泥処理・ポンプ場の運転状況等を考慮し、乙の関係作業従事者と緊密な連絡を取りながら、安全を確認した上で運転・停止の操作を行うこと。
    - イ 機器の故障・異常表示、及び水質・水量の異常を確認した場合には、その重要性を判断しるの従事者に連絡し対応措置をとらせること。また、処理に重大な影響を与えるおそれのある故障・異常、及び水質・水量の異常等が発生したと判断される場合には、速やかに監督員に連絡すること。休日・夜間等において発生した重大な故障・異常、及び水質・水量の異常等に対しては、甲が定める「非常配備要領」に基づき甲の連絡員に連絡するとともに、状況により必要な処置を講じること。
    - う 各薬品(次亜塩素酸ソーダ、ポリ塩化アルミニウム溶液、消臭剤、機械濃縮機用高分子凝集 剤、脱水機用高分子凝集剤)の残量を常時把握し搬入時期、数量を随時監督員に報告すること。 また、受入作業及び、立会を行うこと。
    - I 運転及び管理上必要となる各種データを、常時、監視記録し、また、操作状況、故障状況、 特記事項などについても記録すること。(監視等項目は、第6条によるものとする。)
    - オ 空調設備・建築付帯設備等の運転操作及び監視を行うこと。
    - カ 各貯留槽及び、脱臭設備入口、出口の臭気及び風量を適宜、測定すること。また、脱臭設備

の効率的な運転を行うこと。

キ 受電電力に注意し、デマンドを越えそうな状況となった場合には、監督員に連絡すること。 また、必要な負荷制限の操作を行うこと。

### (1) 水処理施設

- 7 着水井及びパイパスピットに流入した汚水を自然流下で最初沈殿池へ移送すること。
- イ 最初沈殿池の汚水を自然流下で反応槽へ移送すること。水処理の状況(DO、MLSS、汚泥界面等)を、考慮し負荷変動を極力小さくする運転を心掛けること。
- ウ 水処理系内のスカム除去を必要時に行うこと。
- エ 水処理施設の各沈殿池の汚泥界面を把握し、汚泥の滞留状況を常に把握しておくこと。 また、汚泥処理施設への送泥量・送泥時刻等について汚泥処理の運転監視員と緊密な連絡を取 りながら行うこと。
- オ 反応槽の状況 (DO、MLSS等) により、ブロワの運転及び、風量パランス、流量パランス調整 を随時行うこと。
- カ 初沈引抜汚泥量、返送汚泥量、余剰汚泥量等処理水質に大きな影響を及ぼすものについては、 運転管理基準書により変更操作を行うこと。
- キ 放流水中の残留塩素濃度を常時監視し、次亜塩素酸ソーダの注入量の変更操作を随時行うこと。
- り ポリ塩化アルミニウム溶液 (PAG) の注入については、放流水質等を常時監視し、注入量の変 更操作を必要時に行うこと。
- ケ 休日・夜間等において天災等による災害が予想される情報を得たとき、及び愛知県海部建設 事務所より非常配備の連絡があったときには甲が定める「非常配備要領」に基づき甲の連絡員 に連絡するとともに、状況により必要な処置を講じること。
- コ しさの貯留量を、常時把握すると共に、搬出準備及び、搬出時の計量作業、マニフェストへ 搬出数量の記載、立会(以下「搬出作業」という)を行うこと。
- サ 見学者来場時に、見学者の安全確保、監視を行うこと。
- う 散気装置の圧力測定及びメンブレン薬液洗浄を「保守点検基準」に基づき実施すること。

### (2) 汚泥処理施設

- 7 機械濃縮設備(ベルト型ろ過濃縮設備)は、水処理の状況・汚泥濃縮槽の状況・汚泥脱水作業の状況を考慮し、薬品注入率、薬液溶解、回収率等について効率的な運転を行うこと。
- イ スクリュープレス脱水機の運転は、水処理の汚泥発生状況等により脱水作業を円滑に行うこと。また、薬液溶解等の付属する作業も、あわせて、随時行うものとする。
- ゥ スクリュープレス脱水機の運転時においては、常に運転状態(脱離液の状態、汚泥のリーク、 目詰まり等)を監視し、常に効率の良い運転を心掛けること。
- I 脱水ケーキの貯留量を把握し、搬出予定時期について、随時、監督員に報告すると共に、搬出作業を行うこと。

### (3) ポンプ場

- 7 ポンプ場流入渠水位、送水量等を勘案しポンプ場流入ゲートの操作を行うこと。また、流入 ゲート等の開閉操作により、流入渠に沈殿・滞留しているSS分を浄化センターへ送水する運 転操作を行うこと。
- イ ポンプは、流入水量の増減にあわせ、随時、運転時間、回転数及び、起動水位等を変更し、

運転操作を行うこと。

- り しさの掻揚げを必要時に行うこと。また、搬出作業を行うこと。
- I 管渠圧送管区間のピグ洗浄を年1回以上行うこと。
- オ ポンプ場の点検は、定期的に行う巡回作業(弥富ポンプ場、津島ポンプ場;2回/週程度、 佐織ポンプ場、マンホールポンプ場;1回/週程度)、及び臨時(警報発生時等)に行う点検 作業を行う。
- (4) マンホールポンプ場
  - 7 ポンプ及び逆止弁等の運転操作及び監視を行うこと。
  - 1 しさの掻揚げを必要時に行うこと。
- 2 接続点(計測点)の監視及び点検業務
  - 7 p H 異常、計測機器の異常・故障及び水処理施設等の運転が円滑に行えるように、テレメータのデータを常時監視すること。
  - イ テレメータにて p H 異常及び機器の異常・故障を受信した場合には、記録するとともに、速 やかに監督員に報告すること。ただし、軽微なものについては、作業報告時に報告すること。
  - ウ その他、「信号断」「停電」などのデータのない状況となった場合には、記録するとともに すみやかに監督員に連絡すること。
  - I 休日・夜間等において発生した重要な故障・異常等に対しては、速やかに接続点に赴き状況 確認を行い、甲が定める「計測点における水質等の異常時の対応マニュアル」に基づき甲の連絡員に連絡するとともに、状況により必要な処置を講じること。
  - オ 点検業務は表—5計測点(接続点)点検計画表に基づき定期的に行うこと。また、故障・異常等に対しては甲の指示のもと臨時点検を行うこと。

以下の(7)~(+)の作業は複数名で行うものとし、酸素欠乏·硫化水素危険作業主任者を配置すること。ただし、加については甲が業務を行う場合も行うこと。

- (7) 水質に関する分析試料の採取
- (イ) 流量計等の各機器の保守点検、清掃作業
- (f) 流量、pH、水温の計測及び、パックテストによる簡易測定作業
- (I) 計測点(接続点)内部、敷地内外の清掃作業及び、除草作業
- (オ) 各種データの記録
- (カ) 安全確認のための監視、連絡
- (キ) その他、必要な作業
- 3 終末処理場等の各設備の点検・保守・小修繕業務
  - 7 点検・保守・小修繕業務を実施するにあたって機器の停止を伴うものについては、関連する 監視室に連絡を取り、運転・停止等安全に十分注意して実施すること。
  - イ 点検業務実施に伴い発見された故障・異常等については、重大なものについては速やかに関連監視室に連絡を取り運転機器の変更・停止等の処置をとるとともに、監督員に連絡すること。 又、軽微な故障については速やかに補修すること。
  - う 監視室において受信した故障・異常等については、状況を確認し対応措置をとるものとする。 なお、重大な故障・異常等については監督員に連絡するとともに、状況により必要な処置を講 じること。
  - I 機器の故障・保守状況については監督員に速やかに報告するとともに、設備台帳データベー

スに入力し保存するものとする。

- す 定常業務でない作業状況、後から確認できない故障・異常及び小修繕の状況等について必要 に応じて、写真撮影を行い提出すること。
- カ 予備機は、機器の保全管理の為、原則として一定期間ごとに稼動機と交代して運転するもの とする。
- キ 保守点検基準に記載のない機器・保守点検項目等についても運転管理上、必要なものについては、監督員と協議し実施すること。
- り 草刈機、芝刈り機、高圧洗浄機、水中ポンプ等物品の保守点検整備を行う。

### 4 水質点検業務

- 7 分析試料の採取
- イ 表一3水質点検計画表に示す、日常試験等における簡易な項目の測定
- ウ その他必要な作業(試験器具洗浄、ろ紙測定、フロン排出抑制法の冷凍機の簡易点検等)
- 5 各施設の清掃業務
  - 7 清掃作業の頻度については下表のとおり行うことを基本とするが、状況によっては監督員と 協議し、変更して行う事ができるものとする。

場	頻 度	備考
しさ脱水機・脱水機・ホッパ等、しさやスカム、 汚泥の付着・飛散がある場所	1回以上/週及び搬出時	
汚水の付着・飛散のある場所 終沈トラフ清掃・スカム除去	汚れ・薬の発生時に適時実施し常に 良好な見栄えのよい状況とする	
各機器、配管設備のほこり除去	1回/月以上	機械定期点検時
操作盤及び各棟電気室及び管廊内の盤(盤外面及 び通電箇所を除く内部)	1回以上/6ヶ月	
各棟電気室及び管廊内の盤(清掃可能な通電箇所)	点検等による停電時 絶縁抵抗測定時 他	停電作業
機械設備・配管の設置してある場所の床面等	1回以上/3ヶ月	
電気設備の設置してある場所の床面等	1回以上/3ヶ月	
監視室等常時職員が出入りする場所の床面等 建築物上面(各棟屋上・水処理上面等)	1回以上/週 1回以上/年	

トイレ	2回以上/月	常に清潔に保つ
保守点検・小修繕業務等に必要となる箇所	必要時	
換気、空調設備フィルターの清掃	2回以上/年	
緑地の芝刈り、抜根除草又は薬剤散布	浄化センター: 2回/月 ポンプ場: 1回/月 Mポンプ場: 1回/月 各所6回/年実施	公社発注の緑地管理業務と調整 日下計算書-3 ポンプ場計算書-7 Mポンプ場計算書-2 除草
その他、業務の実施にあたり必要な場所	随時	

- イ 清掃作業は、掃き掃除・拭き掃除・水洗い等、その場所に合った方法により行うものとする。
- ウ 電気設備・重要な機器・沈殿池等、危険を伴うもの、及び処理に影響するものについては監督員と十分協議した後、実施すること。
- I 処理場等の場内、施設内及びその周辺を常に整理し、美観及び衛生を保ち適正な管理を行う ものとする。
- オ 緑地の管理については常に良好な状況に保つこと。

### (作業時間)

- 第3条 共通仕様書11条に規定する作業時間は、以下の通りとする。
  - 1 共通仕様書第4条(1)から(4)の業務については、通日実施する。ただし、第4条(1)及び、それと同じ監視室で行う業務については甲が勤務する日の9時から17時の間は、1名以上。その他の時間については2名以上により行うものとする。また、第4条(2)の業務については、1名以上により行うものとする。
  - 2 共通仕様書第4条(5)から(9)までの業務については、平日の8時30分から17時30分の間に実施することを基本とするが、その間に実施することが、運転管理上そぐわないと判断される場合には、随時、必要となる時刻に実施するものとする。

### (作業報告)

第4条 業務総括責任者は、平日の9時及び17時に、実施した各業務(共通仕様書第4条に掲げる 業務)の作業状況を、口頭により監督員に報告すること。

### (資格者の配置)

- 第5条 共通仕様書第9条に規定する資格者は、以下の通りとする。
  - (1) 酸素欠乏·硫化水素危険作業主任者技能講習修了者

- (2) 乙種第4類危険物取扱者
- (3) 第3種電気主任技術者(第1種及び第2種においても可)又は第1種電気工事士
- (4) 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
- (5) 玉掛技能講習修了者
- (6) その他、業務を実施するにあたり必要となる資格を有する者

### (運転記録・保守点検記録等)

- 第6条 共通仕様書第19条及び21条に規定する運転日報等の必要項目は、以下の通りとする。
  - (1) 水処理施設運転監視業務日誌
    - 7 業務担当者名
    - イ 各種機器の運転号機(必要な機器)
    - ウ 各種設定値(設定圧力、反応槽設定DO、MLSS、その他必要となる設定値)
    - エ 毎正時のデータ(処理水量、反応槽風量・MLSS・DO、放流水pH、残留塩素、COD、雨量、その他必要となるデータ)
    - オ 運転操作内容(現場における操作も含む。)
    - カ 故障・異常の警報項目・内容
    - キ 現場作業内容
    - ク その他、特記事項等必要な項目
  - (2) 汚泥処理施設運転監視業務日誌
    - 7 業務担当者名
    - イ 各種設定値 (脱水機供給汚泥量・薬注率、その他必要となる設定値)
    - り 各種測定値(濃縮汚泥濃度、脱水機供給汚泥濃度・凝集剤注入率・ろ過速度・ケーキ含水率、 その他必要となる測定値)
    - I 運転操作内容(現場における操作も含む。)
    - オ 故障・異常の警報項目・内容
    - 力 現場作業内容
    - キ その他、特記事項等必要な項目
  - (3) ポンプ場、マンホールポンプ場及び、計測点(接続点)運転監視業務日誌
    - 7 業務担当者名
    - イ 各種設定値(ポンプの選択号機、監視モード、その他必要となる設定値)
    - ウ 毎正時のデータ (流入渠水位、揚水量、pH、その他必要となるデータ)
    - I 運転操作内容(現場における操作も含む)
    - オ 故障、異常の警報項目、内容
    - 力 現場作業内容
    - キ その他、特記事項等必要な項目
  - (4) ポンプ場、マンホールポンプ場点検作業報告
    - 7 業務担当者名
    - 亻 点検日時
    - ウ 各種設定値(運転監視に必要となる設定値)
    - I 校正時のデータ(pH値、その他必要となるデータ)

- オ 運転操作内容 (現場における操作も含む)
- カー故障、異常の警報項目、内容
- ‡ 現場作業内容
- り 電気メータや水道メータの数値確認
- ケ しさ発生量
- コ その他、特記事項等必要な項目
- (5) 計測点(接続点)点検作業報告
  - 7 業務担当者名
  - イ 点検日時
  - ウ 各種設定値 (運転監視に必要となる設定値)
  - I 校正時のデータ (p H値、その他必要となるデータ)
  - オ 運転操作内容(現場における操作も含む)
  - カ 故障、異常の警報項目、内容
  - ‡ 現場作業内容
  - り 電気メータや水道メータの数値確認
  - ケ その他、特記事項等必要な項目
- (6) 業務の日誌・報告「水処理全般」
  - 7 流入の状況
  - イ 反応槽の状況
  - ウ 最終沈殿池の状況
  - ェ 一般事項及び問題点
  - オ 連絡事項
  - カ その他必要となる事項
- (7) 業務の日誌・報告「汚泥処理全般」
  - 7 機械濃縮設備の状況
  - イ 汚泥脱水設備の状況
  - ウ 注意点
  - I 連絡事項
  - オ その他必要となる事項
- (8) 業務の日誌・報告「ポンプ場、計測点(接続点)全般」
  - 7 ポンプ場、計測点(接続点)の状況
  - 1 運転管理に関する注意点
  - ウ 連絡事項
  - I その他必要となる事項
- (9) 施錠・消灯点検簿(毎日)
  - 7 各棟出入口・窓等の作業後の施錠確認
  - イ 各棟各部屋の作業後の消灯確認
- (10) 機器故障及び保全報告書(設備台帳データベースによる)
  - 7 故障機器
  - イ 故障内容

- ウ 対応措置
- ェ その他必要となる事項
- (11)給油実績表(月報)
  - 7 機器給油脂一覧表 (実施日、給油脂量・種類等必要な事項、予定との比較、他)
- (12) 清掃実績表(月報)
  - 7 清掃実績表一覧表 (実施日、場所・機器、作業種類、予定との比較、他)
- (13) 汚泥処理運転月報
  - 7 各種汚泥量·濃度(濃縮汚泥量、各汚泥濃度、脱水機供給汚泥量、乾燥重量、他)
  - イ 脱水機の各種データ (濾過速度、高分子凝集剤注入率・注入量、脱水機運転時間、発生ケーキ量・含水率、他)
  - ウ その他必要となる各種データ
- (14) 機械設備日常点検
  - 7 「保守点検基準」の日常点検欄に記載されている項目
  - イ その他必要となる項目
- (15) 機械設備定期点検
  - 7 「保守点検基準」の定期点検欄に記載されている項目
  - イ その他必要となる項目
- (16) 機械設備給油
  - 7 「保守点検基準」に記載されている頻度・数量 (運転休止設備の給油頻度は1回以上/年)
  - イ その他必要となる項目
- (17) 電気設備日常点検
  - 7 「保守点検基準」の日常点検欄に記載されている項目
  - イ その他必要となる項目
- (18) 電気設備定期点検
  - 7 「保守点検基準」の定期点検欄に記載されている項目。ただし、専門業者に委託する項目は除く。
  - イ その他必要となる項目
- (19) 水質点檢作業報告
  - 7 表-3 水質点検計画表に記載されている項目
  - イ その他必要となる項目(内容は、監督員と協議すること。)
- (20) その他、必要となる書類(内容は、監督員と協議すること。)

### (経費の負担)

- 第7条 業務履行上で直接的に必要となる経費の負担については、以下の通りとする。
  - (1) 甲が負担する経費
    - 7 消耗品費

脱水機用ろ布、一軸ねじ式ポンプ用ロータ・ステータ、電動機出力 0.75kW 以上の空気圧縮機、 圧縮空気用除湿器(冷媒式)、電動機出力 1.5kW 以上のポンプ、電動機出力 7.5kW 以上の機器の メカニカルシール、電動機出力 1.1kW 以上の減速機、減速比 100 以上の減速機、適合電動機容 量 7.5kW 以上のインバータ、1kVA 以上の UPS、3kVA 以上の UPS のバッテリー、口径 65mm 以上の 自動弁、口径 200mm 以上の手動弁(逆止弁含む)、管径 60mm 以上の加工用配管材(塩ビ製の物は 100mm 以上、加工が不要なフランジ配管等は 200mm 以上)、ストレーナ(複式又は自動洗浄式の み)、水質試験室内の分析機器消耗品、県有備品の消耗品、甲が別途発注する業務における交 換部品

- イ 燃料費(非常用自家発設備等のプラント燃料)
- り 特殊工具類 (業務履行上必要と認められる物については、乙が使用することが可能)
- エ 塗装費(甲が別途発注する防食ライニングなどの大規模もしくは特殊塗装用)
- オ 光熱費 (電気、水道、ガス)
- カ 薬品費

汚水処理用薬品、汚泥処理用薬品、脱臭用薬品、分析用試薬、毒劇物を含む点検用簡易分析 試薬、毒劇物を含む計測機器用薬品、毒劇物を含む洗浄剤、甲が購入する薬品用の容器

- キ その他 (施設用消火器、等、甲が管理する物品、消耗品)
- (2) 乙が負担する経費(共通仕様書第23条に定める経費の負担)

甲が負担する経費以外で、業務履行上直接的に必要となる経費。具体的には以下を参考とする こと。(詳細は別紙「消耗品・工具リスト」による)

### 7 潤滑油脂費

処理場で使用する交換用のオイル、グリス、潤滑スプレーや油さしによる補充用のオイル、 チェーン、ギア等に塗布する補充用グリス等。(設備点検・小修繕等で必要なオイル、グリ ス等含む。)

また、交換等で発生する廃油は、乙の責任においてリサイクルして、適切に処理すること。 処理後、甲へ必ず書面により報告すること。

- 4 燃料費(所有者に関係なく主に乙が使用する作業用、車両用等)
- ウ 汎用工具類 (設備点検・小修繕等に係る工具、回路計等の測定器具)
- I 塗装費(主に乙が使用する、鋼材等の軽微な部分補修用塗料)
- オ 点検業務等記録用紙等(報告用紙、筆記用具、ファイル等の事務用品を含む)
- カ 一般汎用什器・備品

自転車、電話及びFAX(設置工事費及び維持費を含む)、事務用机、事務用椅子、書庫類、 黒板類、被服類、各種手袋、ヘルメット、下足箱、傘立、掃除具収納庫、写真機、ロッカー 類、台所用品等(茶器類・ポット、冷蔵庫、食器棚など)、寝具類、洗濯機、履物類、安全 マスク、保護眼鏡、空気呼吸器等の安全保護具、懐中電灯等の備品、作業に必要な環境測定 機器(酸素濃度計、硫化水素濃度計など)、水質点検業務に必要な水質及び汚泥の性状測定 機具(水温計、pH計など)、点検用車輌、等

### キ 消耗品

- 各建屋照明設備のランプと安定器
- 計装設備の日常点検で交換する消耗品(pH 計・ORP 計等センサー、パッキンなど)
- ・場内自動計測器の試薬(pH 計内部液と校正液等、ただし、甲の管理する毒劇物薬品は除く)
- ・計測点巡回点検時に交換する pH 計センサー (ケーブル含む) と内部液、校正液とその他消耗 品等
- ・整備用品(ウエス、洗浄油類など)、清掃用具器具(モップ、デッキブラシ、水切など)、補

修材料(ボルト、ナット、パッキン、ヒューズ、ランプなど)、衛生用品(石鹸、消毒液、救 急用薬品など)、その他日用品、事務用品等

- ・記録用紙等(処理場及び接続点の運転状況等を記録するデータ・ロガ用紙など)の消耗品(マニフェスト・日報・月報用紙、設備台帳用機器故障・保全報告書(速報・月報)用紙、プリンタ用インキ・トナーなど)
- ・点検・清掃及び修繕・造作に必要となる機器及び、その部品、資材、消耗品
- ・関連業務において必要な器具及び交換部品、消耗品類(関連業務については関連業務要求水準 書参照)
- 2 対象施設の維持管理及び小修繕業務等に必要な機器並びに部品等を、乙の費用で調達し、管理すること。また、乙が準備する部品、消耗品等は、交換する設備の交換前の性能又は仕様書の性能を保持する物を選定すること。
- 3 工具類については、無記名な物は甲の所有であるが、乙が使用できるものとし、新たに乙が 用意した工具類については、工具類に社名を明記すること。また、「所有工具類リスト」を提 出すること。なお、甲の所有の工具類を乙が使用中に故障・破損・紛失等が起こった場合は、 速やかに乙が復旧(購入・修理等)を行い返却すること。
- 4 消耗品等の管理については、毎月の完了検査時に「消耗品等の使用品・購入品リスト」を提出して在庫等を報告すること。また、年度末に「年間消耗品リスト」を提出して、年間使用した消耗品と購入品を報告すること。
- 5 その他不明な点は監督員と協議を行い取り決めること。

### (委託節囲外の業務)

- 第8条 運転管理上必要な業務の内、委託範囲外の業務は、以下の通りとする。ただし、甲、乙が合意した業務についてはこの限りではない。
  - (1) 甲が専門業者に発注する保守点検等の業務
    - 高圧電気設備保守点検
    - 計装設備保守点検(計測点含む)
    - ・テレメータ設備保守点検
    - ・脱水ケーキ、しさ・沈砂の場外搬出 (運搬・処分)
    - 水質、汚泥、臭気、騒音、振動等の分析業務
  - (2) 共通仕様書第20条に規定する小修繕を除く修繕業務
  - (3) 大型機械等のオーバーホール
  - (4) 大規模な再塗装工事
  - (5) 場内緑地、空地の整備

### (緊急事態発生時の配備計画)

- 第9条 共通仕様書第17条2項に規定する配備計画は、緊急事態の内容から、表-2日光川下流浄 化センター緊急事態発生時の運用規定により必要人員数の班を配備すること。また、継続的な 配備が可能となる班数とし、各班に主任を含めること。
  - 2 業務総括責任者はこの班には含まず、監督員との連絡、協議等が行えるような連絡体制とすること。また、業務総括責任者が不在の場合の代務者(副総括責任者)を定め、同様な体制と

すること。

3 緊急事態発生時の配備計画については、共通仕様書第14条4項(5)緊急時の体制に記載 し、甲の承認を得ること。

# (運転保守等業務委託 特記仕模書 第7条(2)関連)

「消耗品・工具類リスト」

### 〇 適用基準

特記仕様書第7条(1)に示す物以外で、委託範囲の維持管理業務に必要な全ての消耗品と工具類とし、主な物の一例を下表に示す。

このリストはあくまで一例であり、明示されていない物であっても特記仕様書第7条(1)に示す物以外は含まれる。

※1,準備する消耗品等は、交換する設備の交換前の性能又は仕様書の性能を保持するものを選定すること。

※2. 水質試験室で使用する試験用薬品は含めない。

自動計測器の薬品(試薬、内部液、校正液等)は含む。ただし、公社が管理する毒劇物薬品は除く。 ※3. 水質試験室内の水質分析機器消耗品は含めない。 ※4. 自動計測器の薬品(試薬、内部液、校正液等)は含

共通仕様書第20条の小修繕、塗装補修の材料、工具は含む。 × 20

県有備品の消耗品は含めない。 .9 %

不明な点は、駐督員と協議する。 . . . .

## (1/3) ○ 主な消耗品、工具類リストの例示

No.	主な消耗品、工具類
-	(調浄油類)
	オイル、グリス、洗浄油、潤滑油スプレー缶 (交換用、補充用、洗浄用)
	(主な機材)
	2 Vベルト、プーリ(設備対応の物)
	3 ベアリング、オイルシール(設備対応の物)
	4 パッキン(設備対応の物)
	5 0リング(設備対応の物)
	6 圧力計(設備対応の物)
	7 メカニカルシール本体(電動機出力7.5kW未満)
	メカニカルシール内部部品 (エンドシール・スプリング・コーン・ドライプリング・シールリング・0リング・ボルト・パッキン等)
	8 ボルト・ナット・ワッシャー、座金等(ステンレス 汎用品)
	9 ステンレス小ネジ等(頭小ネジ、頭皿ネジ、タッピングネジ 汎用品)
	10 アンカーとアンカーボルト等(汎用品)
	照明設備用ランプ等(蛍光灯用・水銀灯用・ナトリウム灯用、汎用品)(屋外屋内 委託範囲全てに対応)
	12 塗料(錆止め、下塗り、中塗り、上塗り、希釈剤等)と塗装道具(バット、はけ、ローラ等の汎用品)

16|テープ(ビニールテープ、トラテープ、滑り止めテープ等)

アーク溶接用等の汎用品)

|4|接着剤(塩ビ用、汎用品)

15/ブルーシート

17 シールテーフ

13 溶接棒(塩ビ用、

No. 18 補修、シール剤(シリコンシーラント、発砲ウレタン、補修パテ、補修テープ等) 19 表線 カスコ(発エカスコ) エカスコギの田豆)
ツー万年(ツリコソツールント、第60ウフォコ (44トカンコ、イナンコ(44トカンコ)
「日本ペートン・サートン・サートン・サートン・サートン・サートン・サートン・サートン・サ
20 機械工具(ドライバー、ペンチ、ラチェットレンチ等汎用品)
21  切削工具(ドリルの刃、切断砥石等汎用品)
22   ウエス・土のう袋・しさ機出用袋
(ほつぎ、アッチンコン、ホッフ、水切り、レーキ、ちりとり、そうぎん、こみ波等汎用品)
1
(も別く)シート、ゴーノ、コーノハー、トレコーノ、施名局政校が、周辺と回校が依非代田语/  21 七十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十
いっかーへ手が用助し
26 バルフ・ストレーナ(青鑞、ステンレス、塩ビ等のバルブ、逆止め弁、ストレーナ等汎用品)
27/塩ビ管(配管・配管継手等汎用品)
28 鋼管、ステンレス管(配管・配管継手等汎用品)
29   コンベアローラ (設備対応の物)
30 水中ポンプ(汎用)と接合材(タケノコ継手とホースパンド等)
31 高圧洗浄機の部品
32 台車・一輪車
33 マンホール開盟治具
34 ボールタップ
35 オイルゲージ(オイルポツト窓等)
36 土木用品(ショベル、スコップ等)
37 グリスオイル補充工具(グリスガン、グリスカップ等)
39   火災報知器 (差動分布・差動スポット・空気管式・定温スポット・煙式・光電式等)
40 素材(ゴム、樹脂、金属等の汎用品)
41 建築金物(汎用品)
(主な電材)
42 盤內部品
マー、冷却ファン、スイッチ、ヒュー
43   ランプ(盤用 表示ランプ、誘導灯ランプ、蛍光灯用等汎用品)
44 盤取付け計器(電流計、流量計、回転数計、周波数計等汎用品)
45 絶縁テープ(ビニールテープ、自己融着テープ等汎用品)
47 端末処理、接続、配線材料と電気工具(ドライバー、ニッパー、圧着工具等汎用品)

_	
~	
(3/3)	֡
_	•
11	
逐	
6	
I	
N	
=	
ト 目 類 1.2 トの 極 示	
78.1 (m)	֡
-	
m l	
127	
-	
課	
すな治林に	
4	
0	

No.	.48 蛍光灯(本体·安定器)	49 電池(乾電池、ボタン電池、誘導灯パッテリー)	50 テスター、検電器具等汎用品	51 電気マンホール用パッキン	52 電極棒、フロートスイッチ	53 接点復活剤(スプレー缶等)	(主な計装設備)	54 計装設備の日常点検で交換する消耗品(センサー: pH計、ORP計、パッキン等)	55 場内自動計測器の試薬(pH計内部液と校正液等) ただし、公社が管理する毒劇物薬品は除く	56 計測点巡回点検時に交換するpH計センサーと内部液と校正薬品	(主な記録紙)	57 チャート紙、データロガ用紙、日報・月報用紙、機器故障・保全用紙、マニフェスト伝票等	58 プリンタリボン、プリンタ用インク、トナー等
-----	-----------------	---------------------------	------------------	-----------------	-----------------	------------------	----------	--	--	----------------------------------	---------	--	--------------------------

.

### (運転保守等業務委託 共通仕様書 第28条関連)

### 運転保守等業務委託 関連業務要求水準書

### (関連業務)

第1条 関連業務とは、委託者(以下「甲」という。)が受託者(以下「乙」という。)に委託する運 転保守等業務にて実施する、エレベーター点検、クレーン点検、トラックスケール点検、建物 等清掃、水槽清掃、建築物・建築設備点検、場内警備、消防設備保守点検、空調機冷媒漏洩点 検、に係る業務のことをいう。

### (目的)

- 第2条 関連業務は受託者の創意工夫を促し効率的な維持管理が実現できるよう、包括的に委託する ものである。
  - 2 関連業務の設備の機能及び状態を最良の状態に保ち、各設備が保有する能力を常に、安定かつ十分に発揮できるように行うこと。
  - 3 健全で清潔な施設管理に務め、施設利用者に安心、安全な施設環境を提供すること。

### (業務の実施)

- 第3条 詳細工程(日程)については、業務項目ごとに実施予定月の一カ月前より監督員へ連絡、調整をはかり決定すること。
  - 2 関連業務の実施については、安全第一とし危険な箇所等での作業についてはあらかじめ監督 員に連絡し十分に安全確保したうえで業務を行うこと。
  - 3 関連業務に必要な器具、消耗品等は受託者で準備すること。
  - 4 関連業務は、関連する法令等を遵守し実施すること。

### (不具合発生時の対応)

第4条 関連業務に係わる設備において、不時の故障等が発生した時は、監督員へ報告するとともに、 原因の究明及び状況の把握を行い、速やかに復旧にあたること。

### (各関連業務の実施方法について)

第5条 各関連業務については、以下に定めるように実施するものとする。

### 「エレベーター点検」

- 1 エレベーター点検の対象機器は「エレベーター等保守点検人工集計表」のとおりとする。 (点検業務の実施)
- 2 建築基準法第8条、12条と一般財団法人日本建築設備・昇降機センターより発行の、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」に基づき、製造メーカー又は製造メーカーが指定する 点検業者にて実施すること。
- 3 法令点検においては、定められた様式(中部ブロック昇降機等検査協議会提出様式)を用い

書類を提出すること。

4 法令点検の実施時期については、前回行われた法令点検日を確認し 1 年以内に行えるよう監督員と調整し決定すること。

### 「クレーン点検」

- 1 クレーン設備保守点検の対象機器は「クレーン設備保守点検人工集計表」のとおりとする。 (点検業務の実施)
- 2 前項に掲げるクレーンの点検・検査は、関係法令及びクレーン等安全規則第34条(定期自主検査)に基づき実施すること。
- 3 定期自主検査の実施時期については、前回行われた検査日を確認し1年以内に行えるよう監督員と調整し決定すること。

### 「トラックスケール点検」

1 トラックスケール点検の対象機器は「業務費内訳2」「間接点検費」「トラックスケール検査手数料」のとおりとする。

### (点検業務の実施)

- 2 計量法第19条第1項に基づき実施すること。
- 3 定期検査の実施時期については、検査日を確認し2年以内に行えるよう公社監督員と調整し 決定すること。

### 「建物等清掃」

1 建物等清掃業務は乙が自ら定めた年次計画に基づき実施するものとする。

### (業務の実施)

- 2 清掃回数と対象箇所は、「面積集計表」「総集計表」のとおり実施すること。ただし、乙または、監督員が清掃を必要とした時は、建物等清掃業務費内で対応すること。
- 3 ビニールゴム清掃は、除塵後、床面に洗剤を塗布し、ワックスの表層をフロアマシン洗浄後、 ワックスのクロス塗り仕上げをすること。
- 4 床面剥離清掃は、除塵後、床面の剥離剤を塗布し、ワックスの層をフロアマシンで除去し、 ワックスクロス塗り仕上げをすること。
- 5 ガラス清掃は、ガラス面を軽く洗浄した後、窓ガラス専用スクイジーで拭きとること。
- 6 タイル清掃(壁面)は、除塵後、洗剤を塗布し、水拭き仕上げをすること。
- 7 プラインド清掃は、薄い洗剤液を用いて雑巾又はダストクロースでストラットの埃を拭き取ること。
- 8 カーペット清掃は、除塵後のカーペットに専用洗浄機を使用して洗剤の泡等で洗浄し、乾かして起毛、調整仕上げをすること。
- 9 網戸清掃は、取外し専用ブラシにより行うこと。
- 10 高所作業においては、作業場を確保できる高所作業車等を用い実施し、作業者及び車両等、 周辺の安全に留意すること。また、必要に応じ有資格者を配置させ高所作業は、必ず安全帯を 着用し実施すること。

11 その他、本業務に必要な作業を行うこと。

### 「水槽清掃」

1.受水槽清掃の対象箇所は、「受水槽清掃業務」のとおりとする。

### (業務の実施)

- 2 水道法施行規則第55条に基づき水槽清掃を実施すること。
- 3 建築物衛生法、ビル管法に基づき水質検査を実施すること。
- 4 水道法第34条第2項に基づき法定検査を実施すること。
- 5 法令検査については、監督員と日程の調整を行い厚生労働大臣の指定する検査機関に依頼をして検査をうけること。
- 6 簡易専用水道設備対象施設においては、ビル管法に基づく水質検査項目16項目を2回実施 し、消毒副生物項目12項目については、1回実施すること。
- 7 その他、業務に必要な作業を行うこと。

### (衛生管理)

- 8 水槽清掃の作業者は、常に健康状態に留意するとともに、事前に検便検査を受け、異常の無いことを確認し、検便検査成績書を速やかに監督員に提出すること。
- 9 作業前に下痢、発熱等の症状があるものには作業を行わせないこと。

### (安全の確保)

10 作業中は、水槽内の照明、換気、漏電等に十分注意して事故防止を図ること。

### (排水処理)

11 洗浄汚水の排水は、完全に行うこと。また、消毒排水の除去は完全に行い、消毒完了後は水槽内に立ち入らないこと。

### 「建築物・建築設備点検」

- 1 建築物・建築設備点検の対象設備は、「建築物・建築設備点検人工集計書」のとおりとする。 (業務の実施)
- 2 建築基準法第12条第2項又は第4項に基づく定期点検を実施すること。点検の詳細については、建築物点検マニュアル・同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、一般財団法人建築保全センター編集・発行)を標準とする。

### (業務の成果物)

- 3 定期点検実施要領に基づき、次の成果物を提出する。
  - ① 定期点検報告書 3部
  - ② 電子データ 1式

### (その他)

4 その他、本業務に必要な作業を行うこと。

### 「場内警備」

1 場内警備の対象施設は、「場内警備 対象区域床面積集計表」のとおりとし、侵入者、火災及び物品等の盗難等を防止するとともに、その他の不良行為を排除することを目的とする。

### (業務の実施)

- 2 警備業法、その他関連する法令を遵守し、実施すること。
- 3 場内警備の実施にあたり、連絡体制表(休日等の緊急時を含む)を提出すること。
- 4 場内警備の実施時間は警備開始の操作を実施してから解除までの時間とする。ただし、火災 警報及び通信異常の検知については終日とする。また、監督員が特別に指定する日時において も実施すること。
- 5 対象施設に侵入者を感知する警報装置並びに自動火災報知設備等(以下「警備装置」という。) を設置し警備すること。警備の開始までに警備装置の設置が間に合わない場合については随時 巡回警備を実施すること。
- 6 新たに警備装置を設置する場合には、設置場所等について監督員と事前に協議すること。
- 7 警備装置の新規設置費用及び甲の責によらない修繕費用は乙の負担とする。なお、警備装置 の設置又は撤去にあたっては浄化センター等施設への損傷に注意し、必要な場合には補修を実 施すること。
- 8 警備装置にて異常を感知した場合には、警備業法施行細則第5条に規定された時間内に緊急 要員が当該現場に到着できる体制をとること。
- 9 侵入者警報、火災警報を感知した場合には直ちに現場確認を行い、必要な場合には警察機関 及び消防への通報を行うこと。
- 10 誤報ではない重大な警報の発報があった場合には、速やかに監督員へ連絡すること。警備装置の機器故障及びその他軽微な異常があった場合には、後日速やかに監督員へ報告すること。
- 11 その他、本業務に必要な作業を行うこと。

### 「消防設備保守点検」

1 消防設備保守点検の対象施設は、「消防設備点検人工集計表」、「消防点検数量集計表」、「地下 タンク点検人工集計表」のとおりとし、消防法にて定められるとおりに保守点検を行い、消防 設備等の良好な機能の保持を目的とする。

### (業務の実施)

- 2 点検業務の実施については、消防設備士の資格を有する技術員を派遣し、消防法第17条の 3の3規定に基づく点検を実施すること。
- 3 点検の実施については甲が定めた消防計画の遵守を前提に、次に示す内容及び時期に実施すること。なお、詳細な実施日については事前に監督員と協議を行い、承諾を得た上で実施すること。
- (1) 外観・機能・作動点検…前年度総合点検月から6ヶ月に1回(前期点検)
- (2) 外観・機能・作動・総合点検…前期点検実施月から6ヶ月に1回(後期点検)
- 4 ハロン設備及び窒素消火設備が設置されている場合において、放出試験は実施せず、起動部 に仮処置を施し、ガスを噴出させずに動作確認を実施すること。
- 5 消火器の点検は、点検結果等を消火器台帳に記入すること。新規の物は、台帳を新規作成し 記入すること。
- 6 地下タンク施設の点検については設置年数及び構造等を踏まえ、関連法令、公示等に合致し た方法で適正に実施すること。また、実施日については監督員と調整し、当該設備が停止する

日に合わせて実施すること。

- 7 自家発電設備の点検については適切な点検周期や点検手法で行うこととし、日程及び工程に ついて監督員と協議し実施すること。
- 8 連結送水管の耐圧試験を実施する場合には、関連法令、告示等に基づき実施すること。
- 9 監督員から依頼があった場合に、甲が行う消防訓練に技術員を派遣するなどして訓練の実施に協力すること。
- 10 その他、本業務に必要な作業を行うこと。

### (業務の成果物)

- 1 1 消防点検報告書及び地下タンク点検報告書について、前期及び後期点検後、速やかに監督員へ提出すること。また、必要時には所轄消防署へ届け出を行うこと。
- 12 「消防点検数量集計表」及び消火器台帳において、実際の点検機器数に相違がある場合には 修正し、監督員に提出すること。

### 「空調機冷媒漏洩点検」

1 空調機冷媒漏洩点検の対象機器は、「空調機冷媒漏洩点検対象機器一覧」のとおりとし、フロン排出抑制法に基づく空調機冷媒漏洩点検を実施することを目的とする。

### (業務内容)

- 2 対象機器を直接法と間接法により点検を実施すること。
- 3 定期点検は十分な知見を有すると判断できる有資格者が実施すること。
- 4 その他、本業務に必要な作業を行うこと。

### (業務の成果物)

5 定期点検報告書を監督員に提出すること。また、対象機器に相違がある場合は数値等を修正し、監督員に提出すること。

別紙 2

### 公益財団法人愛知水と緑の公社入札者心得書

(趣旨)

第1条 この心得は、売買、賃貸、請負その他の契約の締結について、公益財団法人愛知水と緑の公社(以下「公社」という。)が行う競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が守らなければならない事項を定めるものとする。

### (指名の取消し)

- 第2条 入札参加者は、次の各号の一に該当する者となった場合は、直ちに届け出なければならない。
  - (1) 契約を締結する能力を有しない者
  - (2) 破産者で復権を得ない者
- 2 入札参加者が、前項各号の一に該当する者となった場合は、特別の理由がある場合 のほか、その者に対して行った指名を取り消し、又は入札に参加させない。
- 第3条 入札参加者が、次の各号の一に該当する者となった場合は、その者に対して行った指名を取消し、又は入札に参加させないことがある。これに該当する者を代理人、 支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用した場合も同様とする。
  - (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、 若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 公社職員が行う監督または検査の実施に当たり、その職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (6) 前各号の一に該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 前項各号の一に該当する者について、当該事実があった後3年間、その者を入札に 参加させないことがある。これに該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入 札代理人として使用した場合も同様とする。
- 第4条 入札参加者の経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がなされないお それがあると認められる事態が発生したとき、又は契約の相手方として不適当と認め られる事態が発生したときは、その者に対して行った指名を取り消し又は入札に参加 させないことがある。

### (入札の基本的事項)

- 第5条 入札参加者は、公社から指示された設計書、図面及び仕様書(以下「設計図書」という。) その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。
- 2 設計図書に誤記または脱落があった場合において、当該誤記または脱落が設計図書 の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契 約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。
- 3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、一般競争入札に係る 掲示又は指名競争入札に係る指名通知書(以下「掲示等」という。)により単価につ

いて行うことを指示した場合には、その指示するところによる。

### (公正な入札の確保)

- 第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年 法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価 格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなら ない。

### (入札)

- 第7条 入札参加者は、別記様式第1による入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、あらかじめ掲示等により示した日時及び場所において、公社職員の指示により 提出しなければならない。
- 2 前項の入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に委任状を提出させなければならない。ただし、あらかじめ期間を定めて委任状を提出してある場合(愛知県が行う競争入札参加資格審査の手続きにおいて提出してある場合を含む。)はこの限りではない。
- 3 郵便による入札は、原則として認めない。

### (入札の辞退)

- 第8条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
  - (1) 入札執行前にあっては、別記様式第2による入札辞退届を直接持参し又は郵送 (入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。
  - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執 行する公社職員に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

### (入札書の書換え等の禁止)

第9条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

### (入札の取りやめ等)

- 第 10 条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正 に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、 又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、この場合において 入札執行後であっても、入札を無効にすることがある。
- 2 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行 を延期し、若しくは取りやめることがある。

### (開札)

第 11 条 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札者を立ち会わせて行う。

2 前項の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない公 社職員を立ち会わせて行う。

### (入札の無効)

- 第12条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
  - (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
  - (2) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
  - (3) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
  - (4) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
  - (5) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札
  - (6) 委任状を持参しない代理人のした入札
  - (7) 記名又は押印のない入札
- (8) 入札書の記載事項が確認できない入札
  - (9) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
  - (10) その他あらかじめ指示した事項に違反した入札

### (落札者)

- 第13条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。
- 3 第1項の規定にかかわらず、工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

### (再度入札)

- 第 14 条 開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の 入札を行うことができる。
- 2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加させないことがあ る。
  - (1) 第12条第1項第1号から第6号までに該当する入札
  - (2) 前条第2項の規定により落札者とされなかった入札
  - (3) 前条第3項の規定による最低制限価格を下回った入札

### (くじによる落札者の決定)

- 第 15 条 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入 札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者又は当該入札に立ち会わずくじを引くことができない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係の

ない公社職員がくじを引くものとする。

### (入札結果の通知)

第 16 条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名(法人の場合は、その名称)及び金額を、落札者がないときにはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときには、その者に落札者となった旨を通知する。

### (契約書等の作成)

- 第17条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して7日以内に契約書(契約書の作成を省略する場合にあっては、請書)を作成し、記名押印のうえ、押印した設計図書を添えて提出しなければならない。ただし、公社において必要があるときは、提出期限を変更することがある。
- 2 落札者が前項の期間内に契約書等を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。
- 3 契約を締結するまでの間に、落札者が愛知県会計局指名停止取扱要領の別表各号に 掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、愛知県建設工事等 指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らか になった場合、又は「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」 に掲げる排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった 場合は、契約を締結しないことがある。

この場合、公社は一切の損害賠償の責を負わない。

### (契約書の作成の省略)

第18条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ掲示等により指示する。

### (契約の確定)

第19条 契約書を作成する契約にあっては、当該契約は公社が落札者とともに契約書 に記名押印したときに確定する。

### (予算の成立を条件とする契約)

第20条 年度開始前に行う入札については、当該入札に係る公社予算の成立を条件と するものとする。

### (電子入札)

第21条 あいち電子調達共同システムを利用した入札を行う場合の取扱いは、公益財団法人愛知水と緑の公社工事等電子入札実施要領、又は公益財団法人愛知水と緑の公社物品等電子調達実施要領の規定を優先するものとする。

### 別記様式第1(入札書)(第7条関係)

入 札 書

年 月 日

公益財団法人愛知水と緑の公社理事長 殿

入札者 住所(又は所在地) 氏名(又は名称)

印

公益財団法人愛知水と緑の公社入札者心得書承諾のうえ、下記のとおり入札します。

				p	C				
億	千万	百万	拾万	万	Ŧ.	百	拾	円	

ただし、下記業務等の請負等金額

- 1 業務等・物件名称
- 2 施設等の名称

拾億

- 3 業務等・納入場所
- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
  - 2 施設等の名称は必要がないときは記入しないこと。
  - 3 訂正又は抹消した箇所には押印すること。
  - 4 金額の数字はアラビア文字を用い、頭に「金」を記入すること。

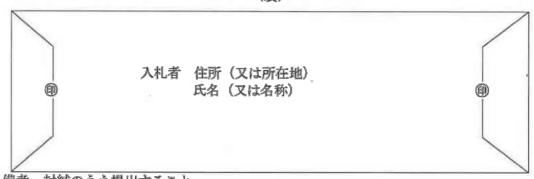
(表)

### 公益財団法人愛知水と緑の公社理事長 殿

業務等・物件名称 施設等の名称 業務等・納入場所

### 入札書在中

(裏)



備考 封緘のうえ提出すること。

### 別記様式第2(入札辞退届)(第8条関係)

### 入札辞退届

年 月 日

印

公益財団法人愛知水と縁の公社理事長 殿

入札者 住所(又は所在地) 氏名(又は名称)

下記について入札を辞退します。

記

- 1 業務等・物件名称
- 2 施設等の名称
- 3 業務等・納入場所
- 4 辞退理由
- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
  - 2 施設等の名称は必要がないときは記入しないこと。

別紙 3

### 公益財団法人愛知水と緑の公社 「下水道部 運転保守等業務委託」 総合評価落札方式一般競争入札実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人愛知水と緑の公社下水道部(以下「公社」という)が発注する運転保守等業務委託(以下、「業務委託」という)において、価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も有利な者を落札者として決定する方式(以下「総合評価落札方式」という)による一般競争入札を実施するにあたり必要な事項を定める。

### (入札参加資格等の公告・掲示)

- 第2条 総合評価落札方式による一般競争入札を実施しようとするときは、入 札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時等必要な事項のほか、次の 事項について公告・掲示する。
  - (1)総合評価落札方式による一般競争入札を行う旨
  - (2) 当該総合評価落札方式による一般競争入札に係る落札者決定基準

### (落札者決定基準)

- 第3条 総合評価落札方式を行う場合には、当該入札に係る申込みのうち価格とその他の条件が公社にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という)を定める。
- 2 落札者決定基準には、評価項目、評価の方法、落札者決定の方法及びその他 の基準を定める。
- 3 落札者決定基準は、公益財団法人愛知水と緑の公社「下水道部 運転保守等業務委託」総合評価審査委員会(以下「委員会」という)において審査したうえで、公益財団法人愛知水と緑の公社指名審査会設置要綱第 1 条に基づく指名審査会(以下「審査会」という)に提出し、審査会において決定する。

### (評価項目等)

第4条 評価項目は、技術提案に関する事項、企業の技術力に関する事項、配置 予定業務総括責任者の能力に関する事項、地域精通度に関する事項等から設 定する。各評価項目についての得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定 める。

### (評価の方法)

第5条 総合評価は、以下の式で計算する評価値を以って行う。 評価値= {(標準点+加算点)/標準点}÷(入札価格/入札予定価格)

### (評価項目の審査)

- 第6条 提出資料に基づく評価項目の審査については以下のとおりとする。
  - (1)技術提案の審査は、委員会において行う。
  - (2) 評価項目の審査結果は、技術提案評価結果調書(様式第1)を審査会に提出し、審査会において決定する。

### (落札者決定の方法)

- 第7条 評価値の最も高い者を落札候補者と決定する。なお、評価値の最も高い 者が複数いた場合は、くじにより落札候補者を決定する。
- 2 入札執行者は、開札後に落札候補者の評価値、入札参加者全員の入札書記載 金額及び入札者名を読み上げ、落札決定を保留し、評価値の高い者から順に入 札参加資格の審査をしたうえで落札者を決定する旨の宣言をし、開札を終了 するものとする。
- 3 入札執行者は、落札候補者に対し、開札日から2日(日曜日、土曜日及び国 民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く)以内 に入札参加資格の事後審査に必要な書類(様式第2(添付書類を含む))を持参 により提出させ、理事長は速やかにこれを審査するものとする。
- 4 審査会は、技術提案評価結果調書により落札候補者が総合評価落札方式の 要件を満たしていることを審査し、承認するものとする。

また、審査結果調書(様式第3及び様式第4)により落札者が一般競争入札の 参加資格を満たしていることを併せて審査、承認し落札者を決定する。

- 5 開札日以降、落札決定までの間に入札参加資格を満たさなくなった者は落 札候補者になることができない。
- 6 落札候補者が入札参加資格を満たさないことが判明した場合は、適格者が 確認できるまで、次順位の評価値の者を落札候補者とする。

### (落札者決定等の通知)

- 第8条 入札参加者全員に対して落札者決定通知書(様式第5)を通知するものとする。また、審査の結果、落札候補者が落札者とならなかった者に対して、入札参加資格不適格通知書(様式第6)により通知するものとする。
- 2 前項の入札参加資格不適格通知書を受理した者が当該通知に不服のある場合は、通知日の翌日から5日(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関す

- る法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という)を除く)以内にその旨を記した書類を持参し、その理由の説明を求めることができる。
- 3 前項の理由を求められた場合は、説明を求められた日から 5 日(休日等を除く)以内に一般競争入札の参加資格がないとした理由について(様式第 7)を通知するものとする。
- 4 第2項の申立は、開札以降の事務の進行を妨げないものとする。

### 附則

- この要領は、平成24年9月20日から施行する。
- 平成 11 年 10 月 5 日制定、平成 22 年 1 月 5 日最終改正の「運転保守等業務委託 に係わる技術審査会について」は廃止する。
- この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- この要領は、平成27年10月15日より施行する。
- この要領は、令和2年10月21日より施行する。

協式第1(第6条関係) - 技術機業評価格果興書 ※評価項目は何を挙げています。

展別名:副長床中等継続的 複数等の名称:〇〇等でセンター 雑数量所: 十元也を記:第8

FAC BRITISHES, ONE	200			THE STATE OF	算 存							And the Control of th			4		野価値	
- 6	6	技術提案に関する事項	新城			報	技術是家に関する専項			企業の技術	企業の技術力に勤する事項	配置する来る認力 責任者の能力に関 する事項	地域構造政に関す 5季度			8	1000	1
Altes	議 動 数 を を を を を を を を を を を を を	な の が は の が が の が が の が が の が が の が が の が が の が が の が が の が が の が が の の の の の が の の の の の の の の の の の の の	<b>萨施</b> 格	連索権者親結業権 合法的でした。 近	育 を表え向上の対応 点 だついて	# 直点 参ら 原がら	参品購入の対応に ついて	厚極点	张 张 张	(公財)養物本法籍の公 野 社の「運転保守等等」[306] 田 第413年会會的年 日 第七03年日の連貫市 第一四 日 第七03年日の連貫市 第	SC9001、14001X   H55001の版得张		量知果的の下水処 服器の維持管理業 熱石膏炭素	集成在	(日+回) (現 (現 (現 (現 (現 () ()	, 北書記載金額 (総技, 用) ⑤ (。	(平成音音 (現版) (成性)(例 (成性)(例	
*	160													0.0	1000.0.			
8	100													0.0	100,00			
0	100													0.0	0.001			
9	100													0.0	0.000			
	100													0.0	0.001			
ite	100													0.0	100:01			
0	100													0.0	10070			

注)上記の人科書記載金額に100分の7日に提挙する雑念加算した金額が減争上の申込に業る金額である。

令和 年 月 日

公益財団法人愛知水と緑の公社 理事長 殿

> 住 所 商法又は名称 代表者氏名

(A)

下記入札において、落札候補者となりましたので下記のとおり、入札参加資格の事後審査に係る書類を提出します。

記

- 1 開札日 令和〇年〇月〇日
- 2 業務名 運転保守等業務委託(〇〇〇〇始め)
- 3 業務場所 〇〇〇〇
- 4 添付書類 ・下水道処理施設維持管理業者登録規程 (昭和 62 年建設省告示 1348 号) 第7条に基づく現況報告書の写し
  - ・愛知県の入札参加資格審査申請書の写し
  - ・ISO審査登録証の写し
  - ・出資比率を証する書類の写し。(共同企業体のみ)
  - ・(様式1) 同種業務の元請実績調書
  - ・(様式2)配置技術者調書
  - ・(様式3)人員配置計画書
  - ・(様式4) 配置予定従事者に関する事項
  - ・(様式5) 企業の技術力に関する事項
  - ・(様式6) I S O 認証取得に関する事項
  - ・(様式7) 地域精通度に関する事項

# 同種業務の元請実績調書

項目	業務名	発注機関	業務場所	契約金額(税込み) ※実施年度総額分の平均 額	流域・公共の別	処理方式	水処理能力		実施年度************************************		特記事項
							新	R4	22	98	
							水処理能力 (m3/日最大)				
							4種	25	£	85	
				15			水処理能力 (m3/日最大)				
							种	R4	88	82	
							水処理能力 (m3/日最大)				
							种题	<b>F</b>	R	88	
				a			水処理能力 (m3/日最大)				
							弁	<b>FA</b>	io E	Œ Œ	
							水処理能力 (m3/日最大)				
							种概	P4	8	R6	
							水処理能力 (m3/日最大)				
							年度	R4	25	82	
							水処理能力 (m3/日最大)				

注1)全国で、元請けとして実施した業務の内、水処理と汚泥処理を一括して実施して完了した契約実績を記入してください。 注2)流域下水道又は公共下水道を対象とします。展業集落排水、コミブラ等の実績は対象となりません。 注3)処理方式は、標準活性汚泥法若しくはそれと同等以上の高度な処理方式とします。同一処理場で複数の処理方式がある場合は、該当部分だけを対象として記入してください。 注4)10件以上の実績がある場合は、代表的なもの10件について記入して下さい。 注5)同一箇所で3か年実績がある場合は、3件と数えます。この場合、契約金額は最新のものを記入して下さい。水処理能力は、各年度当初の能力を記入してください。 注5)同一箇所で3か年実績がある場合は、3件と数えます。この場合、契約金額は最新のものを記入して下さい。水処理能力は、各年度当初の能力を記入してください。 注5)同一箇所で3か年実績がある場合は、3件と数えます。この場合、契約金額は最新のものを記入して下さい。水処理能力は、各年度当初の能力を記入してください。 注5)所一箇所で3か年実績がある場合は、3件と数えます。この場合、契約金額は最近において、愛知県内の元請実績を評価する資料としても使用します。よって、愛知県内に示請実績があるものを優先的に記入してください。 注7)説明資料として、郷知業で表情業務のうち何れがを提出してください、記実に履行した旨を発注者が証明した書面) 7 受託業務電行証明業で表所業務を、契約期間、委託業務を要が記載され、試実に履行した旨を発注者が証明にと書面) 7 受託業務の等に、当約期間、登注機関及び連絡を、社印及び受託業務模要の示された部分)及び、検査合格通知書などの業務完了を証する書類(検査合格通知書が1年間に複数発行されている場合は、当該年度の最終のものだけで良いものとします。)。

### 間 艸 毛 技 刪 開

			羅								
会社名		資格	法令に基づく資格等		下水道処理施設管理技士 最終学歴   OO学校OO科卒業 電数終略在約 O 在 O 目	NS TEST CHOR		その他の業務に関連する資格	(以下に列記してください)		
			役職	(総括·副総括)				副総括			
	(4 )		業務内容		水処理	污泥処理	焼却	水処理、 汚泥処理			
			経験年数	年 月	〇年〇月	〇年〇月	〇年〇月	〇年〇月			〇年〇月 〇年〇月
		運転保守実務経験	大処理 統十	m/日最大	000'00	000'00	000'00	00,000		4	心計 (內硝化促進型)
配置予定者氏名	生年月日	処理場等の運転保守	処理形式		00	00	00	00		a	·
総括・副総括 (該当にの)		初	施設名		〇〇浄行センター	<b>△△終末処理場</b>	△△終末処理場	〇〇挙行センター		Ř	
			下水道の	(新城·公共)	湖	公共	公共	消費			

₩

注1)下水道処理施設管理技士の資格を証する書類の写しを添付してください。 注2)汚泥処理、ポンプ場等の業務経歴も記入してください。但し、水処理業務を含まない経歴については、下段合計の経験年数に加えないでください。 注3)実際の業務履行にあたって配置する技術者は、必ず本票に記載した配置予定技術者を配置できる候補者を選定してください。 配置する技術者(総括責任者に限る)は、契約期間中の業務の継続を前提とします。

注4)説明資料として次に掲げる書類のうち何れかを提出してください。 ア 委託業務履行証明書(委託業務名、契約期間、委託業務概要が記載され、誠実に履行した旨を発注者が証明した書面) なお、公益財団法人愛知水と緑の公社と運転保守等業務委託の契約実績のあるものは、受託代表者による代理証明を認めます。 イ その他、委託業務の受注実績を証明できる書類。

## <sup>樣式3</sup> 人員配置計画書

人員の配置に関する考え方	(配置人数、第三者協力人数、現場組織、非常配備体制について記述して下さい。その他、電気主任技術者、第1種電気工事士の資格を保有している職員の人数を記入して下さい。										内、第三者協力人数(受注者と直接的な雇用関係にある社員以外の者)人
	左節の内、第3種下水 道技術認定試験。若しく は下水道管理技術認定 試験(処理施設)の 合格者	~	7	~	~	7	~	~	~	~	- Y
経験年数毎の配置人数 (総括、副総括を含む)	配置人数	~	~	~	~	~	~	~	4	~	~
	経験年数	3年未逝	3年以上 6年未満	6年以上	3年未述	3年以上 6年未満	平均49	3年未消	3年以上 6年未満	平常事9	
兼務内衛		水処理			污泥処理			海河			ijes

注1) 総括責任者及び副総括責任者は、水処理の配置人数(有資格者人数を含む)に含めて計上すること。なお、汚泥処理及び焼却に係る専門部門に副総括責任者を配置する場合には、それぞれ該当する部門の配置人数(有資格者人数を含む)に含めて計上してください。

注2)運転保守等業務委託標準仕様書、同特配仕様書、同関連業務要求水準書を確認のうえ、令和8年度における必要な職員数を記入してください。

注3)経験年数は、令和8年4月1日現在で、標準活性汚泥法以上の処理場における勤務年数の見込みで記入してください。

注4) 資格、実務経験年数等は、実際に配置する予定職員を想定のうえ記入してください。契約後提出して頂く業務実施計画書を作成の際は、本表を基本として頂くこと なります。

注5)経験年数3年未満の割合が、総括副総括を含めた総数に対して3割以上となる場合においては、業務遂行の体制について考え方を詳しく記述してください。

### 様式4 配置予定従事者に関する事項

加算点点

加算点を記載してください。(最大8点)

### 有資格者・人材配置に関する事項について

評価項目	評価基準		「〇」を記入
配置予定従事者 の資格、経験に	配置予定従事者のうち下水 道技術検定(第 3 種技術検	80%以上	
ついて	定)若しくは下水道管理技術 認定試験 (処理施設) 合格者	70%以上80%未満	
	の占める割合。	60%以上 70%未満	
		50%以上 60%未満	
		40%以上 50%未満	
		40%未満	
	配置予定従事者のうち水質 系(公害防止管理者(水質 1		
	種)、環境計量士(濃度関係))、施設系(電気主任技術	施設系 1種類以上	
	者、エネルギー管理士)の資格の有無。	資格なし	
	配置予定従事者のうち下水 道法上の終末処理場の保守	50%以上	
	点検業務に従事した経験が3 年以上の者の占める割合。	50%未満	

### 様式5 企業の技術力に関する事項

① 公益財団法人愛知水と緑の公社発注の「運転保守等業務委託」の実績 (令和3年4月から令和7年9月までの毎月の成績評定点の平均点)

加算点	点	加算点を記載してください。	(最大 10 点)
(内訳)		March Herbert A. C. C. C.	4,545, 4 4,1175

運転保守等業務委託の実績について

	対象期間成績評定点の平均点	備考
評価対象の 浄化センター	R3.4~R7.9	応募する浄化センターにおいて令和3年4月から令和7年9月までの期間に公益財団法人愛知水と緑の公社発注の「運転保守等業務委託」の業務実績がある者は、この期間における成績評定点の平均点**2。なお、平均点は下式によるものとし、小
○○浄化センター		数点第1位の数値を四捨五入すること。
平均点	点	平均点=対象期間における従事している浄化セン ターの成績評定点の合計/対象期間の割 定回数

様式6	ISO 認証取得に関	する事項		
加管占	Æ	]	加算点を記載してください。	(最大2点)
加算点	点			

認証取得している場	区 分	[0]	備考
合は右欄に○を記入		を記入	
してください。	IS09001		下水道の運転
	IS014001		管理に関する
	IS055001		ものに限る。

説明資料として、認証取得をされていることが証明できる書類を提出すること。

### 様式7 地域精通度に関する事項

①愛知県内における終末処理場の運転保守に関する業務実績について

加算点点	 加算点を記載してください。	(最大4点)

### (内訳)

「業務場所が愛知県内」のものにより加算点を算出する。

説明資料として業務実績を証する書類について、次に掲げる書類のうち何れかを提出すること。

なお、(様式 1)同種業務の元請実績調書にて業務実績が証明できる場合は 説明資料の提出をを省略することができる。

- 1. 委託業務履行証明書(委託業務名、契約期間、委託業務概要が記載され、誠実に履行した旨を発注者が証明した書面)
- 2. 契約書の写し(委託業務名、契約期間、発注機関及び連絡先、社印及び委 託業務名概要の示された部分)
- 3. その他、委託業務の受注実績を証明できる書類。

### 様式第3(第7条関係)

		事	<b>平後</b>	審:	査	f z	t-	般	競	争	木木	L参	加	資本	各智	逐省	結	果	調	基			整	理1	舒号	-	
理	事	長	常	務	理	事	常	務	理	事	常	務	理	事	総	務	課	長	管	理	課	授	管	理	課	長	

下記業務について、別添のとおり一般競争入札の落札者を承認します。

令和 年 月 B

下記業務について、別添のとおり一般競争入札の落札者を内申します。

令和 年 月 日

下水道部管理課長 氏 名 即

記

業務名

運転保守等業務委託

施設等の名称 〇〇〇〇浄化センター

業務場所

〇〇〇〇地内

### 樣式第4(第7条關係)

			ą	朝		
	田田田東集					
	数 化 中					
		核華羅氏の条件	(株式の原列を発する事業を は、大力を は、大力を は、大力を は、大力を は、大力を は、大力を は、大力を は、大力を は、大力を は、大力を は、大力を は、大力を は、大力を は、大力を は、大力を は、大力を は、大力を は、大力を よった。 と、大力を と、たった。 と、たった。 と、たった。 と、たった。 と、たった。 と、たった。 と、たった。 と、たった。 と、たっと、たった。 と、たっと、たった。 と、たっと、たった。 と、たった。 と、たっと、たっと、たっと、たっと、たっと、たっと、たっと、たっと、たっと、たっ	〇:原存物雑だしたいる	×・原本的域なっていない	
00 00		徒事職員	本等が 主導工業 を は は は は は は は は は は は は は		×:条件を満たしていない	
全指 年 月 日下水流的管型課長	黄格栗俳	副総括責任者の条件	等後親一下水泉運道設置巡技法・模型 商任何・丁水県和高重加技士・経歴	〇:条件を製たしている	×:条件を満たしていない	
E	<b>技 Ő 約</b>	総括責任者の条件	海经额一下水泵理监验管证技生,但是	○: 泰本や遅れした5-3 ○: 後本的雑なして5-4 ○: 長本的遅れして5-3	×:歌春剣羅佐したいのと、**・歌春柳雑花したいのは、**・歌春柳雑花したいのは、**・歌春柳雑花したいのは、**・歌春柳雑花したいのは、**・歌春柳雑花したいのは、**	
		企業の技術力	BO競争	〇:東非松雅たしている	×:既非他国れっていない	
		問題・類似工事の施工密値		〇:加工完備がある		
	一般的資格要件	〇. 要件を満たしている	題×・東牟を報わした。ない。	職等を握むな	ない種目業品	
	Ö ×					
正征保守等津压氧化	報					
運転保守			本人			
	44					
	Þţ					<
線務名 記数等の名称			格姑教儀題 导		_	
機機			海			

一般的資格要件は次の項目である。※例を挙げています。 枞

地方自治法権行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。 技術資料の提出日から落札決定までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月28日付け愛知県知事等。愛知県警察本部長締結)及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱 支稽、日本人生除措置を受けている。 多格1年で登録されている子は164年であること。 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和82年建設省告示第1348号)(以下、16年建業者登録規程」という。)に基づく登録簿に登録されている本社又は営業所を受知県内に有するものであること。 なお、「営業所とは、建設業法3条に規定する営業所をいいます。(以下同じ。) 入札参加電施設権持管理業者登録規程(昭和82年建設省告示第1348号)(以下、16年建業者登録規程」という。)に基づく登録簿に登録されている本社又は営業所を受知県内に有するものであること。 なお、「営業所とは、建設業法3条に規定する営業所をいいます。(以下同じ。) なお、「営業所とは、建設業法3条に規定する営業所をいいます。(以下同じ。) なお、「営業所とは、建設業法3条に規定する営業所をいいます。(以下同じ。) のおいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除きます。 (7)親会社と子会社の関係にある場合 (7)親会社と子会社の関係にある場合

6

イ 入的関係 「アのいすれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除きます。 (ア) カの会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 (ハー方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 ウ その他、人札の適正さが限害されると認められる場合 ウ その他、人札の適正さが限害されると認められる場合 その他、上記アスはよ何時間よう後事が服务は任人的関係があると認められる場合。 本社 東土法(平成14年法院第14号)に基づく産生手続開始の申立てがなされていない者とあること。ただし、会社更生法(平成11年法律第255号)第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続 開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく電生手続開始の申立てかなされてもで、再度の入礼参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。 6

商号又は名称 様

### 公益財団法人愛知水と緑の公社 理事長

### 落札者の決定について (通知)

令和 年 月 日に入札を実施した下記業務については、貴社((株)〇〇〇)を落札者と決定しました。

記

- 1 業務名 運転保守等業務委託
- 2 施設等の名称
- 3 業務場所
- 4 落札価格 金〇〇〇,〇〇〇円(金〇〇〇,〇〇〇円)
- 5 評価値

担当 総務課 企画指導グループ

電話 052-961-0684 FAX 052-971-3053

第 号令和 年 月 日

商号又は名称様

公益財団法人愛知水と緑の公社 理事長

### 入札参加資格不適格通知書

令和 年 月 日に入札を実施した下記業務について審査した結果、 入札参加資格を満たしていないことが確認されましたので、失格とします。

記

- 1 業務名 運転保守等業務委託
- 2 施設等の名称
- 3 業務場所
- 4 入札参加資格がないとした理由
- 5 その他

4の理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合には、令和 年 月 日までに総務部総務課へその旨を記載した書類を持参により提出してください。

担当 総務課 企画指導グループ

電話 052-961-0684

FAX 052-971-3053

### 様式第7(第8条関係)

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

商号又は名称 様

公益財団法人愛知水と緑の公社 理事長

一般競争入札の参加資格がないとした理由について(回答) 令和 年 月 日付けで説明を求められた下記業務の無資格理由は、 次のとおりです。

記

- 1 対象工事
  - (1) 業務名 運転保守等業務委託
  - (2) 施設等の名称
  - (3) 業務場所
- 2 理由の説明

担当 総務課 企画指導グループ

電話 052-961-0684

FAX 052-971-3053

### 公益財団法人愛知水と緑の公社 「下水道部 運転保守等業務委託」 総合評価審査委員会設置要領

### (目的)

第1条 公益財団法人愛知水と緑の公社下水道部(以下「公社」という)が発注 する運転保守等業務委託の総合評価落札方式による一般競争入札に関する事 務を行うため、公益財団法人愛知水と緑の公社「下水道部 運転保守等業務委 託」総合評価審査委員会(以下「委員会」という)を設置する。

### (委員会の事務)

- 第2条 委員会は、落札者決定基準を定めようとするとき、当該落札者を決定 しようとするとき及び当該落札者と随意契約により新たに単年度契約を締結 しょうとするときにあっては審査を行い、審査結果を指名審査会に提出する ものとする。
- 2 委員会は、前項の他、公社下水道部が行う総合評価落札方式の運用に関すること等について審議し、その結果を指名審査会へ報告する。

### (委員会の構成)

第3条 委員会は、下水道部管理課長、下水道部長が指名した担当課長、事業 所長及び学識委員2名(下水道関係の有識者)にて構成し、学識委員につい ては、審査内容に応じて下水道部長が委嘱する。

### (委員長)

- 第4条 委員長は、下水道部管理課長とする。
- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故等あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代 理する。

### (委員会の開催)

- 第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 委員会は、学識委員2名及び委員総数の3分の2以上の出席をもって成立 するものとする。
- 3 委員長は、必要があると認める時には、関係職員等に対して委員会への出席を求めることができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときには、アドバイザー等の意見を聞くことができる。

### (事務局)

第6条 委員会の事務局は下水道部管理課に置く。

### 附則

- この要領は、平成24年9月20日より施行する。
- この要領は、平成25年4月1日より施行する。
- この要領は、平成27年10月15日より施行する。
- この要領は、令和2年4月1日より施行する。

別紙 4

### 公益財団法人愛知水と緑の公社運転保守等業務委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託者(以下「甲」という。) 及び受託者(以下「乙」という。) は、契約書記載の業務(以下「委託業務」という。) に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の設計書、図面及び仕様書(以下「設計図書」という。) に従い、これを履行しなければならない。また、本契約に係る公告の記載内容についても契約書と同等の効力を有するものとする。
- 2 乙は、委託業務を契約書記載の契約期間(以下「契約期間」という。) 内に履行するものとし、甲は、契約書記載の契約金額(以 下「契約金額」という。)を支払うものとする。
- この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、委託業務を履行するために必要な手段については、乙が定めることができ
- る。 乙は. この契約の履行に関して知り得た秘密を、第三者に濡らしてはならない。なお、契約期間満了後又は契約解除後においても 同様とする。

(委託業務の履行責任)

- 第2条 乙は、委託業務の実施にあたっては、労働安全衛生法その他の関係法令を遵守し、適正かつ円滑に履行しなければならない。 (工程表)
- 第3条 乙は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づき工程表を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、甲が、設計図書 で指定するときはこの限りでない。

(契約の保証)

- 第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号に規定される場合には、 履行保証保険契約の締結後、直ちに、その保険証券を甲に寄託しなければならない。なお、契約書の契約保証金欄に「免除」と記載 されている場合は、本条は適用しない。
- (1) 契約保証金の納付 この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工 事の前払金保証事業に関する法律 (昭和27年法律第184号) 第2条第4項に規定される保証事業会社をいう。) の保証
- (3) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 前項に規定される保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、契約金額の10 分の1以上としなければならない。
- 乙が、第1項の規定により同項第2号に規定する保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われた ものとし、同項第3号又は第4号に規定する保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約金額の変更があった場合は、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することが でき、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得たときはこの限りでない。
- (再委託の制限等) 第6条 乙は、委託業務の全部又は一部を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、委託業務の一部を第三者に委任し又は請け負わせようとするとき若しくは第三者の協力を得て委託業務を実施しようとする ときは、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。ただし、この場合、乙は関連業務を除く委託業務の全従事者のうち 直接的な雇用関係にある者を過半数配置しなければならない。

(監督員)

- 第7条 甲は、この約款の他の条項に規定されるもののほか、乙又は乙の業務総括責任者に委託業務の実施について必要な指示をするた め監督員を定めたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 前項に規定する指示については、原則として書面によらなければならない。

(委託業務の変更、中止等)

- 第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し又は委託業務の実施を一時中止し若しくは打ち切ることができる。
- この場合において、契約期間又は契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定める。 2 前項に規定される場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議して 定める。

(委託業務の調査等)

第9条 甲は、必要があるときは、乙に対し委託業務の実施状況について調査し又は報告を求めることができる。

(損害の負担)

- 第10条 委託業務の実施に関し甲及び第三者が受けた損害は、乙が、その費用を負担する。ただし、その損害のうち、甲の責に帰すべ き理由により生じたものについては、甲が、その費用を負担する。 (確認検査等)
- 第11条 乙は、甲の指定する日時に、別に定める様式により2か月ごと、委託業務の履行状況を甲に報告しなければならない。
- 2 甲は、前項に規定される報告を受理したときは、報告を受理した日から10 日以内に乙の立会いのうえ委託業務の履行状況を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、甲は、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。3 前項に規定される検査の結果、業務内容の不履行または未達成など、契約と相逢し又は不完全な部分があるときは、乙は、甲の指
- 定する期間内に必要な措置をしなければならない。
- 4 乙は、前項に規定する必要な措置を履行したときは、直ちに、甲に報告し検査を受けなければならない。この場合における検査に ついては、第2項の規定を適用する。

(契約金額の支払)

- 第 12 条 乙は、前条に規定する検査により適正な履行が確認されたときは、契約金額又は別表に定める金額の支払を書面により請求す ことができる。
- 2 甲は、前項に規定される請求を受けたときは、適法な請求書を受理した日から30日以内に契約金額又は請求のあった金額を支払わ なければならない。

3 甲の資に帰すべき事由により、前項に規定する支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契 約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額 の遅延利息を請求することができる。

(契約金額の減額措置)

- 第13条 第11条に規定する検査のうち、定期又は随時に行う検査において、以下の場合、甲は所定の金額を減額できるものとする。
  (1) 契約期間 12 か月間の成績評定点の月平均が 65.0 点を下回った場合、1 点につき 0.2 パーセントにあたる額を契約金額から減額できるものとする。ただし、減額の上限は契約金額の 3.0 パーセントとするものとする。なお、契約期間 12 か月間の成績評定点の月平均点は、小数点以下は切り捨てるものとする。
  減額する契約金額=契約金額×(65.0 ー契約期間 12 か月間の成績評定点の月平均点)×0.2 パーセント

(2) 乙が提出した実施計画等提案のうち、甲が実施を求めたものについて、乙の責による不履行が認められ、甲からの再度の実施の 求めに対しても履行されなかった場合、次式に基づき契約金額から減額できるものとする。 波額する契約金額=契約金額×{1-(100+不履行の加算点/(100+契約時の加算点)}

- 第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。 (1) その責に帰すべき理由により契約期間を通し、委託業務を適切に履行する見込みがないと明らかに認められるとき。 (2) 正当な理由がないのに、委託業務に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。

前2号に規定される場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

第15条第1項の規定に基づかないで、契約の解除を申し出たとき。

乙は、前項の規定により契約が解除された場合において、甲に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。賠償 2 額は、甲乙協議して定める。

(談合その他不正行為に係る解除)

- 第14条の2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約が解除できるものとし、このため乙に損 害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。
  - (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に 違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が 乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定に より取り消された場合を含む。)
  - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である 事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「約付命令又は排除措置命令」 という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動が あったとされたとき。
  - (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期 間及び当該達反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該 **速反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するもの** であるとき。
  - (4) 乙、(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。) の刑法(明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 3 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
  - 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用す る。

(暴力団等排除に係る解除)

- 第14条の3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場 合を含む。)は、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものと
  - (1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運 営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者 (以下「暴力団関係者」という。) がいると認められるとき。
  - (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。) 若しくは暴力団の威力又は暴力 団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
  - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等の経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に 又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。 対して資金等を供給し、

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (5) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認 められるとき。
- (6) 乙が、第1号から第4号のいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除

- 利用するなどしていると認められるとき。
- 前各身の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定す る期間内に支払わなければならない。
- 前項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が 既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても同様とする。
- 第15条 甲は、業務が完了するまでの間は、前3条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。賠債額 は、甲乙協議して定める。

(乙の解除権)

- 第16条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

  - (1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。 (2) 第8条第1項に規定される委託業務の実施の中止期間が、契約期間の10分の5を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後3月を経過しても、なお、その中止が解除されないとき。
  - (3) 甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。賠償額 は、甲乙協議して定める。

(解除の通知)

- 第17条 甲又は乙は、前5条の規定により契約を解除するときは、直ちに、その旨を、甲又は乙に通知しなければならない。 (解除に伴う措置)
- 第18条 乙は、契約が解除された場合において、委託業務現場内に乙の所有又は管理する委託業務に使用するための材料、機械器具そ
- の他の物件があるときは、これを委託業務現場外に搬出しなければならない。 2 前項に規定される場合において、乙が、正当な理由なく一定の期間内に当該物件を撤去しないときは、甲は、乙に代わって当該物 件を処分することができる。この場合において、乙は、甲の処分について異議を申し出ることができず、甲の処分に要した費用を負 担しなければならない。
- 3 前2項に規定される乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第14条に規定される甲の解除権の行使であるとき は、甲が定め、第 15 条に規定される甲の解除権の行使であるとき又は第 16 条に規定される乙の解除権の行使であるときは、甲乙協 識して定める。

(紛争の解決)

- 第 19 条 この契約に関し甲乙間に紛争が生じたときは、甲及び乙は、協議のうえ調停人を遂任し、当該調停人のあっせん又は調停によ り、その解決を図るものとする。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲乙協議して特別の定めをしたものを除 き、調停人の選任に係るものは、甲乙折半し、その他のものは、甲乙それぞれが負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、必要があると認めるときは、同項に規定される手続前又は手続中であっても、間項に規定 される甲乙間の紛争について民事訴訟法 (明治 23 年法律第 29 号) に基づく訴えの提起又は民事調停法 (昭和 26 年法律第 222 号) に 基づく調停の申し立てを行うことができる。

(引継ぎ)

第20条 乙は、契約期間満了時において委託業務の引継ぎを円滑に行えるようにしなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 21 条 この影影において書面により行わなければならないとされている書類の提出、承諾、届出、指示、協議、請求、通知、申出 等は法令に違反しない限り、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならな

(補則) 第22条 この約款に定めのない事項及びその他疑義が生じた場合については、必要に応じて、甲乙協議して定める。 別表 (第12条関係)

月分	支払金額(円)			
4 • 5	題			
6 - 7	a			
8 • 9	a			
10 • 11	a			
12 • 1	a			
2 * 3	b			
合計	契約金額			

a = 契約金額 ×0.97×1/6

b = 契約金額 -a×5

※a における円未満の娯教切り捨て

別紙 5

# 運転保守等業務委託

# 技術評価に関する資料等の作成要領

本要領は令和7年10月24日付けで公告した運転保守等業務委託に係る事後審査方式 一般競争入札(技術審査型総合評価方式)の入札に参加を希望する者が提出する必要のあ る書類等の作成について、必要な事項を示すものです。

総合評価に必要となる技術資料の記載要領並びに留意事項は次のとおりです。

### 1. 提出資料

- ○様式1 申請書の表紙
- ○様式2 技術提案に関する事項
- ○様式3 加算点申告表

様式及びその記入方法、留意事項等については、別紙 5-1「総合評価落札方式による評価方法等について」及び別紙 5-2「入札関係資料提出様式集及び記入方法」を参照してください。

### 2. 作成条件

作成する各項目の内容は委託全期間においてその水準を維持する内容を記入してください。但し、過去の実績を記入する項目は除きます。

3. 総合評価の方法に関する事項等

総合評価による評価基準及び手順、技術資料の作成に係る留意事項等は、別紙 5-1「総合評価落札方式による評価方法等について」及び別紙 5-2「入札関係資料提出様式集及び記入方法」を参照してください。

- 4. 資料は<u>様式毎にインデックスを設け、チューブファイルに綴じたもの</u>を2部提出してください。
- 5. 受付期間終了後は、書類の修正及び不備に対する差し替えには原則として応じません。
- 6. 各様式毎に「様式」、「添付資料」の順に作成してください。

7. 様式に記載した内容を添付書類で説明する場合、添付資料の必要箇所にマーカー等で着色するなど見やすくする等、工夫をしてください。

### 別紙 5-1

# 総合評価落札方式による評価方法等について

本件委託業務の総合評価落札方式は、標準点(発注者が設定している入札参加資格要件を全て満たしている場合に付与する点数)に加算点(入札参加を希望する者が提出した技術資料に基づき付与する点数)を加え、入札価格で除した数値(以下「評価値」という)の最も高い者を落札者とする方式とします。

### 1 評価値の算出方法

入札参加を希望する者が提出した技術資料に基づき、2の各項目を評価して加算点を 計算します。

評価値は次式で計算します。

評価値= {(標準点+加算点)/標準点} ÷(入札価格/入札予定価格) 標準点は100点であり、今回の加算点合計は最大40点です。

### 2 評価項目と評価基準

各評価項目についてアからエの評価基準に基づき加算点を加点します。

# ア 技術提案に関する事項(配点16点)

評価項目	加算点	備考
1) 緊急時の対応について	0~4点	有効な提案1件につき1点
2) 保守点検、小修繕の対応について	0~4 点	11
3) 運転操作監視業務について	0~3 点	H
4)技術力向上について	0~2点	И
5) 物品調達について	0~1点	11
6) 自主提案について	0~2点	п

### 注意事項

(1)提案が運転保守等業務委託共通仕様書及び同特記仕様書より劣ると評価された場合 は運転保守等業務委託共通仕様書及び同特記仕様書により実施するものとします (2)提案された内容は当該業務の委託全期間において実施する必要があります。

# ウ 企業の技術力に関する事項(配点 12 点)

評価項目	評価基準	加算点
① 応募する浄化センターにおいて令和3年4月	70点以上	10点
から令和7年9月までの期間に公益財団法人	69点以上70点未満	8点
愛知水と緑の公社発注の「運転保守等業務委	68点以上69点未満	6点
託」の業務実績がある者は、この期間における	67点以上68点未満	4点
成績評定点の平均点※2。	66点以上67点未満	2点
	66点未満	0点
DISO9001、14001、55001 認証取得の有無※ <sup>3</sup>	ISO55001 認証有	1点
※4(いずれも下水道の運転管理に関するもの で本店又は愛知県内の営業所の取得に限る)	ISO9001 及び 14001 の 2 種認 証有	1点
	ISO9001 または 14001 の 1 種	0点
	のみ認証有	

<sup>\*\*2</sup>平均点=対象期間における従事している浄化センターの成績評定点の合計/対象 期間の評定回数

(小数点第1位の数値を四捨五入すること。)

<sup>※3</sup>入札時点に限ります。

<sup>\*\*4</sup>共同企業体で入札参加する場合は、代表者の ISO 認証についてのみ認めます。

## イ 配置予定従事者に関する事項(配点8点)

評価項目	評価基準		加算点
①配置予定従事者 の資格、経験につ	配置予定従事者のうち下水道技術 検定(第3種技術検定)若しくは下水	80%以上	5 点
いて	道管理技術認定試験(処理施設)合	70%以上80%未満	4点
	格者の占める割合※1。	60%以上 70%未満	3点
		50%以上 60%未満	2点
		40%以上 50%未満	1点
		40%未満	0点
	配置予定従事者のうち水質系(公害 防止管理者(水質 1 種)、環境計量士 (濃度関係))、施設系(電気主任技術	者、環境計量士)	1点
	者、エネルギー管理士)の資格の有無 ※ <sup>1</sup> 。	施設系(電気主任技術 者、エネルギー管理士) 1種類以上	1点
		資格なし	0 点
	配置予定従事者のうち下水道法上 の終末処理場の保守点検業務に従	50%以上	1点
	事した経験が3年以上の者の占める 割合※ <sup>1</sup> 。	50%未満	0点

<sup>※1</sup>委託全期間において配置可能な体制を記入して下さい。なお、実際に配置した体制により、 算出した加算点が申告した加算点を下回った場合、運転保守等業務委託(〇〇浄化センター始め)に関する基本協定書(案) [別記] 4. イ(別紙8)の減額対象になります。

## エ 地域精通度に関する事項(配点 4 点)

			加算
評価項目	評価基準		点
①愛知県内における終	業務実績とは地方公共団体及び公社等※5が発注す	6件以上	4点
末処理場の運転保守に	る委託業務において、過去3年間(令和4年度から		
関する業務実績につい	令和6年度まで)に愛知県内において元請けとして		
て	次に掲げる委託業務を受注し完了した実績件数※6	3 件以上	2点
	流域下水道又は公共下水道の終末処理場※「標準	6 件未満	
	活性汚泥法又は高度処理方式※8の運転保守に関す	3 件未満	0点
	る業務(ただし、同一の終末処理場において水処理	3 汗水侗	0 /#
	及び汚泥処理を受注しているものに限る。)		
	なお、受注件数は1カ所の終末処理場で年度毎		
	に1件と数えるものとし(同一処理場を3年間受注		
	した実績があれば3件とします)、公共下水道の受		
	注件数は2件分を1件と数えるものとします。		

※<sup>5</sup>地方公共団体から終末処理場の管理を受託している、公益財団法人または一般財団法人で ある下水道公社等のことをいいます。

※<sup>6</sup>共同企業体で入札参加する場合は、全構成員が同じである共同企業体での実績のみ認めます。 単体で入札参加する場合は共同企業体での実績は認めません。

※<sup>7</sup>ここでいう「終末処理場」とは、下水道法上の終末処理場等をいいます。(以下同じ) ※<sup>8</sup>高度処理方式とは、窒素またはりんを高度に除去するために行う嫌気好気活性汚泥法また は嫌気無酸素好気法等のことをいいます。(以下同じ)

#### 3 ヒアリングについて

提出された技術資料に係る書類に対するヒアリングを行うことがあります。ヒアリングを行う場合、その日時・場所等については別途通知します。

### 4 評価項目の審査

加算点は、技術資料及び事後審査に係る書類に基づき、2のアからエの評価項目について各評価基準により審査して算出します。提出書類のみでは判断ができない場合、内容の確認や追加資料の提出を求めることがあります。なお、提出した書類の記載内容が事実と違っていた場合、書類の再提出は認められません。

2のウ及び工については、入札参加を希望する者の申告した加算点が審査した加算点 ※9より過大となる評価項目がある場合は、ペナルティーとしてその評価項目について 審査した加算点※9から減点を行います。減点(減じる点数)は下記の計算式のとおりです。 ただし、入札参加を希望する者の申告した加算点が、審査した加算点より過小となる評 価項目がある場合には、その評価項目の加算点の見直しは行いません。

減点=入札参加を希望する者が申告した加算点-審査した加算点※9 ※9審査した加算点とは、公社が書類等を確認した結果の加算点です。

## 別紙 5-2 入札関係資料提出様式集及び記入方法

様式1

令和7年 月 日

公益財団法人愛知水と緑の公社 理事長 鈴木 希明 殿

> 住所 商号又は名称 代表者氏名 (社印と代表者印を押印してください)

運転保守等業務委託技術評価に関する資料の提出について

総合評価落札方式による一般競争入札(技術審査型)の入札に参加を希望しますので、下記のとおり関係資料を添えて申し込みます。

なお、申込者は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であり、技術資料の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 2. 業務名 運転保守等業務委託 (○○浄化センター始め)
- 3. 資料提出者 (技術資料の内容について、質問に答えられる方)

氏 名

部署名

電話番号

### 様式2

# ア 技術提案に関する事項(説明用)

プ 技術焼業に	関する争場(説明用)
課題	①緊急時の対応について
	大雨、悪水流入、大規模地震、事故、ウイルス感染症の発症等により緊急事態
	が発生した場合の対応方法について、下記の 4 分類(a~d)に分けて記述してく
	ださい。
	a:迅速な初動体制の確立に関する提案
	b:現場従事者をサポートする体制に関する提案
	c : 緊急事態に備えた教育・訓練に関する提案
	d: ウイルス感染症の拡大防止対策に関する提案
課題の説明	技術提案は、上記の4分類(a~d)に分けて記述し、同一分類で提案できる内
	容は2提案までとします。また、同一分類で2提案を超過した場合について
	は、記述順に2提案までの内容で評価するものとします。
	合計提案数は4提案までとし、合計提案数を超過した場合は最後の提案番号
	から順に評価の対象外とします。
設定趣旨	突発的な機器故障や水質異常等による緊急事態が発生する恐れがあり、ま
	た、夜間休日は少人数による運転管理体制になることから、確実な初動対応、
	組織体制やサポート体制の確立が被害の軽減やその後の応急対策に大きな影響
	を及ぼします。また、ウイルス感染症のクラスターが発生した場合は、従事者
	の人数確保が困難となる場合が想定されます。そこで、緊急時の対応に関する
	提案を記述してください。
記述上の注意	①「仕様書どおり」のみの記載、課題に対して提案が一つもない場合は入札参加
	資格を認めません。
	なお、a~dの4分類のうち提案のない分類があった場合でも、入札参加資
	格を認めます。
	②技術提案は確実に実施できる内容にしてください。
	関係機関協議が必要な提案、「~の場合、」といった発生が予見できない条件付
	きの提案、過大なコストのかかる提案は加点評価しません。ただし、今回の業
	務で発生が予見できる事象に対する条件付き提案であって、現場にそのための
	対策を行い、その履行が確認できる有効な提案は評価します。
	②技術提案を履行確認できる方法(記入例:業務実施計画、業務報告、業務写真、
	教育・訓練記録の提出等)を提案内容に具体的に記述してください。
	記述がない場合は加点評価しません。
	③技術提案は4提案までとし、1つの提案と同種の複数の提案があった場合でも
	1提案として取り扱うものとします。また、1つの提案番号に複数の提案があ
	った場合でも1提案として取り扱うものとします。
	④記述は4提案までをA4用紙2ページ以内に収めてください。説明図等を必要
	とする場合は、簡潔に纏めたうえ添付資料として提出してください。

### ア 技術提案に関する事項(提出用)

# ①緊急時の対応について 大雨、悪水流入、大規模地震、事故、ウイルス感染症の発症等により緊急事 態が発生した場合の対応方法について、下記の4分類(a~d)に分けて記述して ください。 a:迅速な初動体制の確立に関する提案 b:現場従事者をサポートする体制に関する提案 c:緊急事態に備えた教育・訓練に関する提案 d: ウイルス感染症の拡大防止対策に関する提案 提案 分類 提案内容 備考 番号 (記述例) 1 (記述例) 資料一〇 b 2 3 4

# 様式2

### ア 技術提案に関する事項(説明用)

, 1X/11 DE X	肉 グラザタ (成功力)
課題	②保守点検、小修繕の対応について
	保守点検、小修繕の方法について、下記の3分類(a~c)に分けて記述してくだ
	さい。
	a : 計画的な小修繕、塗装補修に関する提案
	b:故障リスクに応じた保守点検に関する提案
	c:DX 推進による業務の効率化に関する提案
課題の説明	技術提案は、上記の3分類(a~c)に分けて記述し、同一分類で提案できる内
	容は2提案までとします。また、同一分類で2提案を超過した場合について
	は、記述順に2提案までの内容で評価するものとします。
	合計提案数は4提案までとし、合計提案数を超過した場合は最後の提案番号
	から順に評価の対象外とします。
設定趣旨	保守点検・小修繕は、本業務の重要なウェイトを占め、施設の老朽化や拡充
	化に伴い、その必要性は年々増大する傾向にあります。そこで、自ら実施する
	保守点検・小修繕に関する提案を記述してください。
記述上の注意	①「仕様書どおり」のみの記載、課題に対して提案が一つもない場合は入札参加
	資格を認めません。
	なお、a~cの3分類のうち提案のない分類があった場合でも、入札参加資
	格を認めます。
	②技術提案は確実に実施できる内容にしてください。
	関係機関協議が必要な提案、「~の場合、」といった発生が予見できない条件付
	きの提案、過大なコストのかかる提案は加点評価しません。ただし、今回の業
	務で発生が予見できる事象に対する条件付き提案であって、現場にそのための
	対策を行い、その履行が確認できる有効な提案は評価します。
	③技術提案を履行確認できる方法(記入例:業務実施計画、業務報告、業務写真、
	教育・訓練記録の提出等)を提案内容に具体的に記述してください。
	記述がない場合は加点評価しません。
	④技術提案は4提案までとし、1つの提案と同種の複数の提案があった場合でも
	1提案として取り扱うものとします。また、1つの提案番号に複数の提案があ
	った場合でも1提案として取り扱うものとします。
	⑤記述は4提案までをA4用紙2ページ以内に収めてください。説明図等を必要
	とする場合は、簡潔に纏めたうえ添付資料として提出してください。

# ア 技術提案に関する事項(提出用)

課題

②保守点検、小修繕の対応について

ださい。			保守点検、小修繕の方法について、下記の3分類(a~c)に分	けて記述してく
b:故障リスクに応じた保守点検に関する提案         c:DX推進による業務の効率化に関する提案         提案 分類 程案内容         1 (記述例)         b         2         3         4			ださい。	
虚案     分類     提案内容       番号     (記述例)       1 (記述例)     (記述例)       資料一〇				
提案				
番号 1 (記述例) b (記述例) 資料-〇  3 4			c:DX推進による業務の効率化に関する提案	
1 (記述例) b (記述例) 資料-〇	提案	分類	提案内容	備考
2       3       4	番号			
2 3 4 4 4	1	(記述例)		(記述例)
3 4		b		資料一〇
3 4	-			
3 4				
3 4	2		_	
3 4				
3 4				
4				
	3			
	4			
-5-				
-5-				
	-5-			

# 様式2

# ア 技術提案に関する事項 (説明用)

	DI VII WOOD IN THE CONTRACT OF
課題	③運転操作監視業務について
	運転操作監視の方法について、下記の 2 分類(a~b)に分けて記述してくださ
	l'o .
	a : 適切な運転操作監視を実施するための体制に関する提案
	b:エネルギー利用の効率的な運転操作監視を実施するための提案
課題の説明	技術提案は、上記の2分類(a~b)に分けて記述し、同一分類で提案できる内
	容は2提案までとします。また、同一分類で2提案を超過した場合について
	は、記述順に2提案までの内容で評価するものとします。
	合計提案数は3提案までとし、合計提案数を超過した場合は最後の提案番号
	から順に評価の対象外とします。
設定趣旨	施設の特性を十分理解したうえで処理状況や運転状況等を的確に把握し、流入
	水等の状況変化により生じた事象に対応した運転操作を行うことは、安定した水
	質保全を維持するためには大変重要です。そこで、運転操作監視業務に関する体
	制並びに手法について提案を記述してください。
記述上の注意	①「仕様書どおり」のみの記載、課題に対して提案が一つもない場合は入札参加
	資格を認めません。
	なお、a~bの2分類のうち提案のない分類があった場合でも、入札参加資
	格を認めます。
	②技術提案は確実に実施できる内容にしてください。
	関係機関協議が必要な提案、「~の場合、」といった発生が予見できない条件付
	きの提案、過大なコストのかかる提案は加点評価しません。ただし、今回の業
	務で発生が予見できる事象に対する条件付き提案であって、現場にそのための
	対策を行い、その履行が確認できる有効な提案は評価します。
	③技術提案を履行確認できる方法(記入例:業務実施計画、業務報告、業務写真、
	教育・訓練記録の提出等)を提案内容に具体的に記述してください。
	記述がない場合は加点評価しません。
	④技術提案は3提案までとし、1つの提案と同種の複数の提案があった場合でも
	1提案として取り扱うものとします。また、1つの提案番号に複数の提案があ
	った場合でも1提案として取り扱うものとします。
	⑤記述は3提案までをA4用紙2ページ以内に収めてください。説明図等を必要
	とする場合は、簡潔に纏めたうえ添付資料として提出してください。

# ア 技術提案に関する事項(提出用)

課	題	③運転操作監視業務について	
		運転操作監視の方法について、下記の2分類(a~b)に分け	けて記述 してくださ
		V.	
		a : 適切な運転操作監視を実施するため体制に関する提案	Å L
,		b:エネルギー利用の効率的な運転操作監視を実施するた	めの提案
提案	分類	提案内容	備考
番号			
1	(記述例)		(記述例)
	b		資料一〇
2			
3			

### 様式2

# ア 技術提案に関する事項 (説明用)

課題	<b>④技術力向上について</b>
	技術力向上の方法について、下記の2分類(a~b)に分けて記述してください。
	a:従業員の技術力、作業精度の向上に関する提案
	b: 労働安全活動の向上に関する提案
課題の説明	技術提案は、上記の2分類(a~b)に分けて記述し、同一分類で提案できる内
	容は2提案までとします。また、同一分類で2提案を超過した場合について
	は、記述順に2提案までの内容で評価するものとします。
	合計提案数は2提案までとし、合計提案数を超過した場合は最後の提案番号
	から順に評価の対象外とします。
設定趣旨	ベテラン職員の持つ技術力を継承し、作業精度を維持、向上することや、従事
	者の安全と健康を確保することは事業者としての責務であり、従業員への教育
	や、安全衛生管理・活動を怠り、技術力が低下すると、設備破損事故や水質事故、
	労働災害の発生に繋がります。事故や労働災害が発生すると業務は中断し、社会
	的な信用低下を始め、行政処分や刑事罰に問われる場合もあります。そこで、技
	術力、作業精度の向上、安全衛生管理に関する提案を記述してください。
記述上の注意	①「仕様書どおり」のみの記載、課題に対して提案が一つもない場合は入札参加
	資格を認めません。
	なお、a~bの2分類のうち提案のない分類があった場合でも、入札参加資
	格を認めます。
	②技術提案は確実に実施できる内容にしてください。
	関係機関協議が必要な提案、「~の場合、」といった発生が予見できない条件付
	きの提案、過大なコストのかかる提案は加点評価しません。ただし、今回の業
	務で発生が予見できる事象に対する条件付き提案であって、現場にそのための
	対策を行い、その履行が確認できる有効な提案は評価します。
	③技術提案を履行確認できる方法(記入例:業務実施計画、業務報告、業務写真、
	教育・訓練記録の提出等)を提案内容に具体的に記述してください。
	記述がない場合は加点評価しません。
	④技術提案は2提案までとし、1つの提案と同種の複数の提案があった場合でも
	1提案として取り扱うものとします。また、1つの提案番号に複数の提案があ
	った場合でも1提案として取り扱うものとします。
	⑤記述は2提案までをA4 用紙1ページ以内に収めてください。説明図等を必要
	とする場合は、簡潔に纏めたうえ添付資料として提出してください。

# ア 技術提案に関する事項(提出用)

課	題	④技術力向上について 技術力向上の方法について、下記の2分類(a~b)に分け a:従業員の技術力、作業精度の向上に関する提案 b:労働安全活動の向上に関する提案	て記述してください。
提案 番号	分類	提案内容	備考
1.	(記述例) b		(記述例) 資料一〇
2			

# 様式2

# ア 技術提案に関する事項(説明用)

課題	⑤物品調達について
	物品調達の方法について、下記の分類(a)を記述してください。
	a:在庫状況に応じた計画的な調達に関する提案
課題の説明	技術提案は、上記の分類(a)を記述してください。
	提案数は1提案とし、提案数を超過した場合は最後の提案番号から順に評価
	の対象外とします。
設定趣旨	消耗品、整備用品、潤滑油脂類、照明器具及び記録用紙等、受託者が自ら調道
	する物品について、調達管理が不適切であると処理場の運転管理に支障が生じる
	場合があります。そこで、物品調達に関する提案を記述してください。
記述上の注意	①「仕様書どおり」のみの記載、課題に対して提案が一つもない場合は入札参加
	資格を認めません。
	②技術提案は確実に実施できる内容にしてください。
	関係機関協議が必要な提案、「~の場合、」といった発生が予見できない条件を
	きの提案、過大なコストのかかる提案は加点評価しません。ただし、今回の第
	務で発生が予見できる事象に対する条件付き提案であって、現場にそのための
	対策を行い、その履行が確認できる有効な提案は評価します。
	③技術提案を履行確認できる方法(記入例:業務実施計画、業務報告、業務写真
	教育・訓練記録の提出等)を提案内容に具体的に記述してください。
	記述がない場合は加点評価しません。
	④技術提案は1提案とし、1つの提案番号に複数の提案があった場合でも1提案
	として取り扱うものとします。
	⑤記述は1提案をA4用紙1ページ以内に収めてください。説明図等を必要とす
	る場合は、簡潔に纏めたうえ添付資料として提出してください。

# ア 技術提案に関する事項(提出用)

課	題	⑤物品調達について	
		物品調達の方法について、下記の分類(a)を記述してください。	
		a: 在庫状況に応じた計画的な調達に関する提案	
提案	分類	提案内容	備考
番号			
1	(記述例)		(記述例)
	a		資料-〇

## 様式2

# ア 技術提案に関する事項(説明用)

/ 1X WI DESKIL	87 5 F-X (0L71/11/
課題	⑥自主提案について
	自主提案として、下記の3分類(a~c)に分けて記述してください。
	a:外部委託により実施する修繕、点検業務に関する提案
	b:従業員数減少時の業務実施能力の維持、向上に関する提案
	c: その他
課題の説明	技術提案は、上記の3分類(a~c)に分けて記述し、同一分類で提案できる内
	容は2提案までとします。また、同一分類で2提案を超過した場合について
	は、記述順に2提案までの内容で評価するものとします。
	合計提案数は 2 提案までとし、合計提案数を超過した場合は最後の提案番号
	から順に評価の対象外とします。
設定趣旨	本体業務と別に実施する修繕業務(小修繕業務を除く)、点検業務、水質分析、
	付帯業務の外部委託の提案は将来の業務内容見直し時に大変重要です。また、新
	規従業員の採用が困難な状況により、従業員数が確保できなくなった場合であっ
	ても業務を安定的に実施すること、実施能力を向上させることは大変重要です。
	そこで、外部委託により実施する修繕、点検業務に関する提案、従業員数減少時
	の業務実施能力の維持、向上に関する提案、これら以外に実施可能な技術提案を
	記述してください。
記述上の注意	<ul><li>①「仕様書どおり」のみの記載、課題に対して提案が一つもない場合は入札参加</li></ul>
	資格を認めません。
	なお、a~cの3分類のうち提案のない分類があった場合でも、入札参加資
	格を認めます。
	②技術提案は確実に実施できる内容にしてください。
	関係機関協議が必要な提案、「~の場合、」といった発生が予見できない条件付
	きの提案、過大なコストのかかる提案は加点評価しません。ただし、今回の業
	務で発生が予見できる事象に対する条件付き提案であって、現場にそのための
	対策を行い、その履行が確認できる有効な提案は評価します。
	③技術提案を履行確認できる方法(記入例:業務実施計画、業務報告、業務写真、
	教育・訓練記録の提出等)を提案内容に具体的に記述してください。
	記述がない場合は加点評価しません。
	④技術提案は2提案までとし、1つの提案と同種の複数の提案があった場合でも
	1 提案として取り扱うものとします。また、1 つの提案番号に複数の提案が
	あった場合でも1提案として取り扱うものとします。
	記述は2提案までをA4用紙2ページ以内に収めてください。説明図等を必要と
	する場合は、簡潔に纏めたうえ添付資料として提出してください。
	ダる物 口は、「肌像に脛のた 丿 ん物门 食がて レ い正山 レ く \ こ タ '。
	本提案は、業務受託後においても新たな提案が随時できるものとします。
	記述は2提案までをA4用紙2ページ以内に収めてください。説明図等を必要と

# を行うことで実施するものとします。

### ア 技術提案に関する事項(提出用)

課	題	⑤自主提案について 自主提案として、下記の3分類(a~c)に分けて記述し a:外部委託により実施する修繕、点検業務に関する b:従業員数減少時の業務実施能力の維持、向上に関 c:その他	提案
提案 番号	分類	提案内容	備考
1	(記述例) b		(記述例) 資料一〇
2			

様式3 加算点申告表

申告者		1 1 0 0	0000条式银行	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
			申告評価基準	<b>₩</b>					
配置予定従事者	の割合 の試験合格者 評価対象資格		(記入例) 00%以上	80%以上5点	80%未逝 70%以上 4点	70%未猶 60%以上 3点	60%未猶 50%以上 2点	50%未 40%以上 1点上	40%未谢
	取得の有無評価対象資格		0000	水質系 1点	施設系1点	取得なし 0点			
¥a.	験者の割合に従事した経評価対象業務		0000	50%以上	50%未渐 0点				
企業の技術力	許定点の平均における成績評価対象業務		0000	70点以上 10点	70点未递 69点以上 8点	69点未逝 68点以上 6点	68点未谢 67点以上 4点	67点未満 66点以上 2点	66点未避
技術力	<b>命の有無</b> I S O 認証取		0000	55001 認証有 1点	9001及び14001 の2種認証有 1点	9001または 14001の1種 のみ認証有 0点			
地域精通度	ける業務実績愛知県内にお		0000	6件以上4点	6年未消 3年以上 2点上	3件未消0点			
	加拿点 計	•	•						

別紙 6

#### 公益財団法人愛知水と緑の公社契約事務処理要綱

(通順)

第1条 公益財団法人愛知水と緑の公社(以下「公社」という。)の契約事務処理に関しては、公益財団法人愛知水と緑の公社会計処理規程(以下「規程」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

#### (競争入札の参加者の資格)

- 第2条 特別の理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で 復権を得ない者は、一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に 参加させることができないものとする。
- 2 次に掲げる者をその事実があった後3年間競争入札に参加させないことができる。 その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、 同様とする。
  - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、 若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者規 程第31条第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を 妨げた者
  - (4) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (5) 前5項に該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり 代理人、支配人その他の使用人として使用した者

#### (一般競争入札の掲示)

- 第3条 一般競争入札により契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を掲示しなければならない。
  - (1) 入札に付する事項
  - (2) 入札者に必要な資格に関する事項
  - (3) 契約条項を示す場所及び日時
  - (4) 入札執行の場所及び日時
  - (5) 入札保証金に関する事項
  - (6) 契約書の作成の要否
  - (7) 入札の無効に関する事項
  - (8) 当該入札が電子入札である場合にあっては、その旨
  - (9) 当該入札が総合評価一般競争入札による場合にあっては、その旨
  - (10) その他必要な事項

#### (指名競争入札の入札者の指名)

- 第4条 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、なるべく4人以上の入札 者を指名しなければならない。
- 2 前項の場合においては、前条第1号及び第3号から第10号までに掲げる事項をそ の指名された者に通知しなければならない。
- 3 指名の通知は、原則として公社内において書面を手渡すことにより行うものとする。
- 4 指名競争入札の入札者の指名を行った場合においては、次に掲げる事項について、

入札執行日までの間、前条第3号の場所において、閲覧するものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札執行日

#### (応札期間)

第5条 競争入札の応札期間は、原則として5日以上とする。

#### (入札の無効)

- 第6条 次に掲げる入札は、無効とすることができる。
  - (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
  - (2) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
  - (3) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
  - (4) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
  - (5) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札
  - (6) 委任状を持参しない代理人のした入札
  - (7) 記名又は押印のない入札
  - (8) 入札書の記載事項が確認できない入札
  - (9) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
  - (10) その他あらかじめ指示した事項に違反した入札

#### (入札保証金)

- 第7条 理事長は、競争入札に参加しようとする者から入札保証金として、入札に参加 しようとする者から見積金額の 100 分の5以上の額を納付させるものとする。ただ し、国債、地方債、その他理事長が確実と認める次に掲げる担保の提供をもって、入 札保証金の納付に代えることができる。
  - (1) 政府の保証のある債券
  - (2) 金融機関に対する定期預金債権
  - (3) 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
- 2 前項に定める担保の価値は、国債及び地方債にあっては額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の10分の8の金額、定期預金債権にあっては債権金額の10分の10の金額、小切手にあっては券面金額によるものとする。
- 3 再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下本条において同じ。)をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。
- 4 入札保証金は、入札終了後直ちにこれを還付する。ただし、落札者に対しては、契 約を締結したときに還付する。
- 5 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日まで の期間に対する利息の支払いを請求することができない。
- 6 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落 札者の納付に係る入札保証金は、公社に帰属する。
- 7 入札保証金の納付は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金 の全部又は一部の納付を免除することができる。
  - (1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に公社を被保険者とする入札保 証保険契約を締結したとき。
  - (2) 一般競争入札に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそ

れがないと認められるとき。

(3) 指名競争入札に付するとき。

#### (予定価格の作成等)

- 第8条 入札に際しては、入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を予定価格調書(別記様式第1)に記載し、開札の際これを開札場所に置くものとする。
- 2 予定価格は、入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一 定期間継続してする単価契約の場合においては、単価についてその予定価格を定める ことができる。
- 3 第1項本文の規定にかかわらず、契約担当者は、電子入札に付する場合にあっては、 同項本文の規定により予定価格を記載した書面を封書し、開札の際これを開札場所に 置くことに代えて、開札の日時までに予定価格をその使用に係る電子計算機に備えら れたファイルで正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するた めの措置が講じられているものに記録することができる。

#### (最低制限価格の作成)

- 第9条 競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。
- 2 最低制限価格を定めたときは、前条に規定する予定価格に併記しなければならない。

#### (入札及び開札)

- 第10条 入札は、1件ごとに1通を作成させるものとする。
- 2 入札書は契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額により記載させるものとし、 入札書記載金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額をもって落 札金額とするものとする。
- 3 郵送又は電送による入札は、原則として認めないものとする。
- 4 競争入札の開札は、入札の場所において、入札終了後直ちに、入札者を立ち会わせ て行わなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入 札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。
- 5 落札者を決定したときは、直ちに口頭又は書面をもってその旨を落札者に通知しな ければならない。
- 6 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(前条 第1項の規定により最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内 の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき)は、直ちに再度の入札を行うこ とができる。この場合において、再度の入札は1回とし、次に掲げる者は、再度の入 札に参加させないことができる。
  - (1) 第6条第1号から第6号までに規定する事項に該当する入札をした者
  - (2) 前条第1項の規定による最低制限価格を下回った入札をした者
- 7 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にく

じを引かせるものとする。

#### (入札心得)

第 11 条 競争入札の入札者が遵守すべき事項は、別記公益財団法人愛知水と緑の公社 入札者心得書のとおりとする。

#### (競争入札の執行及び結果等の公表)

- 第12条 競争入札の経過は、入札執行調書(別記様式第2)に記録するものとする。
- 2 落札者が決定した場合における入札執行調書は、第3条第3号の場所において、入 札事務の整理後、速やかに閲覧により公表するものとする。
- 3 公表の期間は公表した日の属する年度及び翌年度までの間とする。

#### (随意契約)

- 第13条 随意契約により契約を締結することができる場合は、次に掲げる場合とする。
  - (1) 工事(修繕を含む。)又は製造の請負に関する契約でその予定価格が250万円を超えないもの、売買、賃貸、その他の契約でその予定価格(単価について予定価格を決定した場合にあっては、予定数量に当該予定価格を乗じて得た価格)が、100万円を超えないものをするとき。
  - (2) その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
  - (3) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
  - (4) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
  - (5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがある とき。
  - (6) 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
  - (7) 落札者が契約を締結しないとき。
- 2 前項第6号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。
- 3 第1項第7号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行う ものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変 更することができない。

#### (見積書の徴取)

- 第 14 条 随意契約により契約を締結しようとするときは、なるべく、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。
- 2 見積徴取にあたっては、あらかじめ、執行内容、執行理由、予算、見積徴取予定業 者等必要事項を記載した書面により決裁を受けなければならない(別記様式第3)。
- 3 見積書徴取の依頼は、原則として書面を送付(電送を含む。)することにより行う ものとするが、軽易な内容のものについては口頭により行うことができる。
- 4 見積書は、原則として、消費税及び地方消費税を含む契約希望金額により記載させるものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、1件の予定価格が10万円を超えない場合又はほかに 競争しうる業者がない場合で、かつ、その価格が適正であると判断されるとされると きにおいては、複数の者から見積書を徴する必要はないものとする。また、表示価格 のあるもの等価格の確定しているものを調達する場合又は見積書を徴取することが 著しく困難な事情がある場合で、かつ、その価格が適正と判断されるときにおいては、

見積書の徴取を省略することができる。

#### (契約書の作成)

- 第15条 契約の相手方を決定したときは、収入調定伺(別記様式第4)又は支出負担 行為伺(別記様式第5)により決裁を受けた後、遅滞なく契約書を作成しなければな らない。
- 2 契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、 次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当 のない事項については、この限りでない。
  - (1) 契約履行の場所
  - (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
  - (3) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
  - (4) 権利義務の譲渡の禁止
  - (5) 危険負担
  - (6) 監督及び検査
  - (7) 取引に係る消費税及び地方消費税の額(又は、「消費税及び地方消費税込み」 の表示)
  - (8) その他必要な事項

#### (契約書の省略)

- 第 16 条 次に掲げる場合には、前条の規定にかかわらず契約書の作成を省略することができる。
  - (1) 契約の金額が100万円を超えないとき。
  - (2) 物品を売却する場合において、買受人が代金を即納して当該物品を引き取るとき。
  - (3) 随意契約による場合であって、その性質上契約書を作成することが困難な契約 をするとき。
- 2 前項第1号の規定により契約書の作成を省略した場合において、契約の履行を確保するため特に必要があると認めるときは、支出負担行為何又は収入調定何により決裁を受けた後、遅滞なく契約の相手方から請書等契約事項を証する書面を徴さなければならない。
- 3 第15条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

#### (契約保証金)

第 17 条 規程第 31 条第 2 項に規定する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする。

#### (契約保証金の納付の免除)

- 第 18 条 次に掲げる場合にあっては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
  - (1) 契約の相手方が保険会社との間に公社を被保険者とする履行保証保険契約を 締結したとき。
  - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
  - (3) その者の過去の実績等から判断して契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 第13条第1項第1号の規定により随意契約を締結するとき。

(契約保証金に代わる担保)

- 第19条 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
  - (1) 確実と認められる金融機関の保証
  - (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の 規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証

(契約保証金の還付)

- 第20条 契約保証金は、契約履行の確認後に還付する。
- 2 契約保証金に利息は付さないものとする。

(契約の解除)

第21条 契約の解除は、書面により契約の相手方に通知しなければならない。

(危険負担)

第22条 契約の履行前に契約当事者双方の責に帰することができない理由により生じた損害は、原則として、契約の相手方の負担としなければならない。

(監督及び検査)

第23条 規程第31条第1項に規定する監督又は検査は、理事長が自ら若しくは補助者 に命じて行うものとする。

(監督員の職務)

第24条 理事長又は理事長から監督を命ぜられた補助者(以下「監督員」という。)は、 当該請負契約の履行についての仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、立ち会い、 工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方 法により監督をし、契約者の相手方に必要な指示をするものとする。

(検査員の職務)

- 第25条 理事長又は理事長から検査を命ぜられた補助者(以下「検査員」という。)は、 当該請負契約についての給付の完了の確認(部分払を行う場合の既済部分の確認を含 む。)について契約書、仕様書、設計書その他の契約書類に基づき、かつ、必要に応 じ当該契約に係る監督員の立ち会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなけ ればならない。
- 2 検査員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認(部分払を行う場合の 既済の部分の確認を含む。)について契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の 内容及び数量について検査を行わなければならない。
- 3 検査員は、前2項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うことができる。この場合において、当該検査及びこれらの復旧に要する 費用は、契約の相手方の負担としなければならない。
- 4 検査員は、工事の請負契約については、完了の通知を受理した日から 14 日、その 他の契約については、完了の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行わなければな らない。
- 5 検査員は、検査を完了したときは、検査調書を作成しなければならない。
- 6 理事長から検査を命ぜられた補助者は、検査の結果、その給付が当該契約の内容に

適合しないと認めるときは、その旨及びこれに必要な措置を検査調書に記載して理事 長に提出しなければならない。

- 7 検査員は第5項の規定にかかわらず、当該契約金額が100万円を超えない契約に係る検査であって、検査の結果、その給付が当該契約の内容に適合すると認める場合については、請求書の表面余白等に契約履行確認の旨並びに検査年月日及び氏名を記載し、押印する等適宜の方法によることをもって、検査調書の作成にかえることができる。
- 8 理事長は、検査を行ったときは、その結果を速やかに契約の相手方に通知しなければならない。

#### (監督の職務と検査の兼職禁止)

第26条 検査を命ぜられた補助者は、特別の必要がある場合を除き、監督(中間検査を含む。)を命ぜられた補助者の職務と兼ねることができないものとする。

#### (雑則)

第27条 この要綱に定めるもののほか、部長(公益財団法人愛知水と緑の公社事務局 組織規程第10条に規定する部長をいう。)は必要があると認めるときは、契約に関し 必要な事項を定めることができる。この場合においては、総務部長に合議しなければ ならない。

#### (電子入札)

第28条 あいち電子調達共同システムを利用した入札を行う場合の取扱いは、公益財団法人愛知水と緑の公社工事等電子入札実施要領又は公益財団法人愛知水と緑の公社物品等電子調達実施要領の規定を優先するものとする。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の定めは、平成12年4月1日以降に公社が契約の申込み又は契約の申込 みの誘引を行う契約から適用する。
- 3 この要綱施行の際、財団法人愛知県下水道公社において定める業務等事務取扱要領 その他契約事務に関する定めは、規程、公益財団法人愛知水と緑の公社会計事務処理 要綱又はこの要綱に違反しない範囲内において、第27条の規定により下水道部長が 定める契約に関し必要な事項とみなす。

附則

この要綱は、平成12年10月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年12月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 III
- この要綱は、平成26年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 29 年 12 月 20 日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和元年10月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別紙7

#### 「運転保守等業務委託」成績評定項目及び評定基準

	肃 務 內 容	考查項目	野価項目
[計画]		10日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	
【毎月の予定】	(4月分は業務計画書も含む)	E SE	金商実施計価書(年間計画)との すれがあるか?
	成績評定点 +5.5~-6.0	理解力	(保存点検禁率をクリアしているか (保持実施計画書)
			・ 運転管理上有益な機索があるか
1.发酵(水桶	と実施の状態		
【蓮転操作】	· 運転操作 (水処理施設)	正確性	指示に対し、正確に操作を行った か
	成積評定点 +4.0~-4.0		指示に対し、迅速に対応したか
	-	理解力	指示の意図を理察して操作を行っ たか
		提塞力	検討に値する重要な提率があった か
		報告	必要事項の報告をしたか
	- 運転操作(汚泥処理施設)	正確性	指示に対し、正確に操作を行った か
	成積野定点 +4.0~-4.0	迅速性	着根に対し、迅速に対応したか
		理解力	指示の意図を理解して操作を行っ たか
	Q.	護案力	検討に値する重要な提案があったか
	e	報告	必要事項の報告をしたか
	- 運転監視、操作	正確性	推示に対し、正確に操作を行った か
	接続点・中継ポンプ場	迅速性	提示に対し、迅速に対応したか
	科学館	理解力	構造の意画を理解して操作を行っ たか
	成績群定点。+4.0~-4.0	提率力	検討に値する重要を提案があった。 か
		報告	必要等項の報告をしたか
【水質直接業務】	~ 浄化センター	正確性	指示に対し、正確に分析等を行っ たか
	成核評定点 +1.0~-0.5	提案力	検討に値する重要な提案があった
	- 接種店	正確性	が 指示に対し、正確に分析等を行っ たか
	成核籽定点 +1.0~-0.5	提案力	検討に値する重要な推案があった か
【現場作業におけ	- る安全・衛生対策指針】業務の実施	安全性	指針に準じて行われているか
	共通仕様書第6条の度行 成績辞定点 +8.0~-9.0	安全性	安全管理活動は仕録書どおり行っ ているか
【関連業務】共通	<b>仕様書第28条の履行</b>	正破性	作業予定表どおり食務を行ったか
	成績評定点 +0.5~-1.0	報告	必要事項の報告をしたか
【作業予定表に従	<b>い業務を履行】点検整携等の業務を履行</b>	正確性	作業予定表どおり業務を行ったか
	成種評定点 +2.0~-1.5	正確性	取扱型明書に基づき業務が行われ たか
		-	点検結果から、よりよい運転が可 能となる提案がなされたか
		-	運転に必要となる事項の報告を達 やかに行ったか
【小修楷、塗装禮》	多等の実施】		指示に対し、正確に実施したか
	共通仕様書第20条の履行	迅速性	指示に対し、迅速に対応したか
	· 成種靜定点 +4.5~-1.5	程展力	投業の健能を理算して修繕を行っ たか
			PAGE 1
【軽易な造作】 監信	著義の承額を得て実施		健持管理に必要な適作を、提案 し、実行に移せたか。

業 務 内 容	寿 <u>音</u> 項目	評 簡 項 目
【緊急時の対応】 成績評定点 +8.0~-8.0	迅速性	迅速に配備できる体制であったが
	正確性	応急指揮を正確に行える体制で あったか
	理解力	緊急の内容を理解していたか
	提案力	応急措置方法について提案を行っ たか
	報告	的確な報告があったか
	Total Page	
【起錄】運転目報、月雜等 ,	報告	記録のできばえ
成核評定点 +0~-2.0	報告	書類は産業なく提出されたか
【報告】毎月業務種行状況を報告	報告	業施報告書のできばえ
成績群定点 +5.5~-6.0		書類は遅薄なく提出されたか
【業務の達成改】運転操作・監視 成績野定章 +3.0~-3.0		運転操作・監視の目的に振らし、 成果をあげられたか
【業務の連成度】水質管理等 成績評定点 +3.0~-3.0		水質管理等の目的に照らし、成績 をあげられたか
【業務の達成度】点接整備・小修繕等 成績評定点 +3.0~	-3.0	直接整備・小修練等の目的に照ら し、成果をあげられたか
【業務の達成度】緊急時の対応 成積評定点 +3,0~-3,0		緊急時の内容を理解し、迅速に身 継ができた
【業務の達成度】完了履行確認 皮積評定点 +3.0~~3.0		運転保守等素器で上記4項目以外 目的に関らし、成果をあげられた か
【業務の達成度】 各種事故、トラブル等の発生とその対応		南主。春・劇権の管理、火災、3 発导に関し、
<b>戊錢秤定点</b> +6,0~−6.5		表彰されるレベルの行為を行った ~ 重大な問題が発生した
【業務の達成度】 重大な事故の発生等		受託者の費により、重大な人身事 第、法令違反、第三者への故害が
<b>磁精評定点 +013.5</b>		環境変化など外部への重大な影響 を及ぼす事業が発生した場合

※ 成核評定点は、仕様者等のとおり業務を履行した場合の65点を基準とし、業務内容機能能の 範囲内で加点減点を行う。(成核評定点の最大100点、最小30点) 別紙 8

### 運転保守等業務委託(○○浄化センター始め)に関する基本協定書(案)

公益財団法人愛知水と緑の公社(以下「甲」という)と〇〇〇(以下「乙」という)は、 次の条項により、運転保守等業務委託(〇〇浄化センター始め)に関する基本協定書 (以下「本協定」という)を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は甲が乙に委託する令和8年度から令和12年度までの5年間の運転 保守等業務委託(〇〇浄化センター始め)(以下「本業務」という)について、各年 度の契約金額の決定及び業務の履行確認とその契約金額への反映等を定めるこ とを目的とする。

### (業務期間)

第2条 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(以下「委託全期間」という) とする。

### (各年度の契約)

第3条 甲と乙は令和8年度の本業務について、落札価格により業務委託契約を締結 するものとする。その詳細等については別途契約書等に定める。

令和9年度以降の各年度の契約は甲と乙の随意契約による単年度契約とし、その手順と条件は別記のとおり。

なお、甲の業務に係る会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

# (業務の条件)

第4条 甲と乙は委託全期間相互に協力し本業務の良好・円滑・安全・効率的な実施 に努めるものとする。

甲は本業務の内容及び積算に関し、委託全期間の業務内容の仕様及び要求水準 等を定めるとともに、経費等の積算を行う。

乙は応募に際し委託全期間を対象とした技術資料等を作成するものとし、提出 した資料の各項目に示した内容について、その水準を維持しなければならない。 また、業務の効率化、安全性の向上、コストダウン等、業務改善に繋がるものは 契約期間中に甲に提案することができる。

#### (成績評定及び履行確認)

第5条 甲は乙の行う本業務に対し、その適切な履行を確保するため、別記に示す基準により、成績評定及び技術提案事項等の履行確認を行う。

なお、甲は成績評定にかかる基準等について、令和9年度以降、より適正な評価による業務水準の向上等を目的に、乙の意見を尊重した上で、変更することができる。

## (履行確認等の結果の契約金額への反映)

第6条 甲は乙の行う本業務にかかる技術提案等の履行確認及び成績評定を行った結果、不履行や仕様等を下回る業務成績が認められた場合は当該年度の契約金額を 減額できるものとし、その詳細は別記に定めるとおりとする。

### (契約を継続しない場合)

- 第7条 第3条に規定する令和9年度以降の随意契約について、乙からの申し出による契約の辞退は原則これをすることができない。ただし、天災等、やむを得ない理由により辞退する場合は前年度の9月30日までに書面により甲に申し出なければならない。
  - 2 甲は乙の責による重大な事故等により、甲の行う指定管理業務の遂行に著しい 悪影響を及ぼすなどの事案が生じたときは本協定に関わらず、翌年度以降の随意 契約を締結しないことができる。

### (有効期間)

第8条 本協定の有効期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

# (疑義についての協議)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定の各条項の解釈に疑義が生じた場合には、 甲と乙は誠実に協議のうえ対処するものとする。

#### (付帯事項)

第 10 条 本協定は甲が愛知県から流域下水道の管理運営業務に関し、指定管理者と して指定を受けていることを前提としており、指定の取り消し等となった場合、 本協定は効力を失うものとする。

上記を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通ずつ保管する。

# 令和 年 月 日

甲 名古屋市中区丸の内三丁目 19番 30号 公益財団法人愛知水と緑の公社 理 事 長 ○○○○

Z 000

#### 「別記」

1. 第3条に示す令和9年度以降の契約方法等の詳細は次のとおり。

ア 令和9年度以降の予定価格は非公表とし、随意契約により契約額を決定する。 ただし、前年度の12月末を目途に甲乙協議の上、契約内容及び条件等について合意に至 らなかった場合は、乙は契約を辞退できる。

イ 予定価格の算出方法は次のとおり。

#### 対象年度予定価格=

(対象年度設計金額× 令和8年度契約金額/令和8年度設計金額)

+ [新たに付帯事業として実施する自主提案に係る金額] (前乗後除の方法による)

2. 第 4 条に示す経費等の積算は次のとおり。

ア 令和12年度までの各年度の業務は令和8年度の業務と同等程度の規模の内容が継続することを前提とするものとし、詳細な業務内容の変更等については年度毎に甲が作成する設計図書に反映させるものとする。また、甲が行う設計金額算定時に用いる諸経費率は、令和8年度の業務原価に5を乗じた額によって求められる諸経費率を年度毎に適用する。

3. 第5条に示す履行確認及び成績評定は次のとおり。

ア 甲は乙に対して、仕様書及び要求水準書等に示す業務内容の履行状況を確認するため、2ヶ月毎に履行確認を行い、成績評定を行う。

イ 乙の技術提案等については契約書に加点評価された提案項目の内容を添付するものとする。また、乙の技術提案等は加点評価されなかった提案項目も含めて乙の提出する業務実施計画書に記載するものとし、甲は監督・検査によりその提案内容の履行確認を行う。加点評価されなかった提案項目も履行を必要とするが、内容により甲の監督員が実施することが不適切または不要と判断した場合は履行を認めない場合がある。

ウ 成績評定項目及び評定基準は別表のとおり。

4. 第 6 条に示す履行確認及び成績評定とその結果の契約金額への反映については次のとおり。

ア 成績評定による契約金額の減額

成績評定の結果、乙が行った業務が甲の求める水準に達していない場合、次に示す算式により契約金額の減額ができる。ただし、減額の上限は契約金額の3%とする。なお、契約期間12ヶ月間の成績評定の平均点は小数点以下の端数を切り捨てるものとする。

減額する契約金額=契約金額× (65-契約期間 12 ヶ月間の成績評定の平均点) × 0.2 パーセント

### イ 技術提案等の不履行による契約金額の減額

乙が提出した技術提案等での加算部分について、乙の責による不履行が認められ、かつ 甲からの求めに対しても履行が認められない場合は次に示す算式により、契約金額の減 額ができる。

減額する契約金額=契約金額×[1-{(100+不履行時の加算点)÷(100+契約時の加算点)}]

※なお、令和9年度以降に令和8年度の加算点を上回る組織体制等を講じても技術提案 等は自主申告であるため、増額は行わない。

また、次年度契約締結前までに乙が新たな技術提案を行い、甲が加点評価を認めた項目がある場合等はこれらを加味したうえで加算点を算出する。